

# 令和4年 教育委員会

## 第5回 定例会 議事日程

令和4年3月8日（火）

### 第1 協 議

#### 【文化振興課】

- (1) 千代田区指定文化財の指定

### 第2 報 告

#### 【子ども総務課】

- (1) 令和4年第1回定例会の報告

#### 【子育て推進課】

- (1) 子育て世帯への臨時特別給付（支援給付金）について

#### 【学務課】

- (1) 学級閉鎖の状況について
- (2) 区立小・中学校の各区宿泊行事実施状況について

#### 【指導課】

- (1) 千代田区公立学校教育管理職の異動について【秘密会】
- (2) 令和3年度学力調査報告
- (3) まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について

#### 【九段中等教育学校経営企画室】

- (1) 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

### 第3 その他

#### 【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表
- (2) 広報千代田（3月20日号）

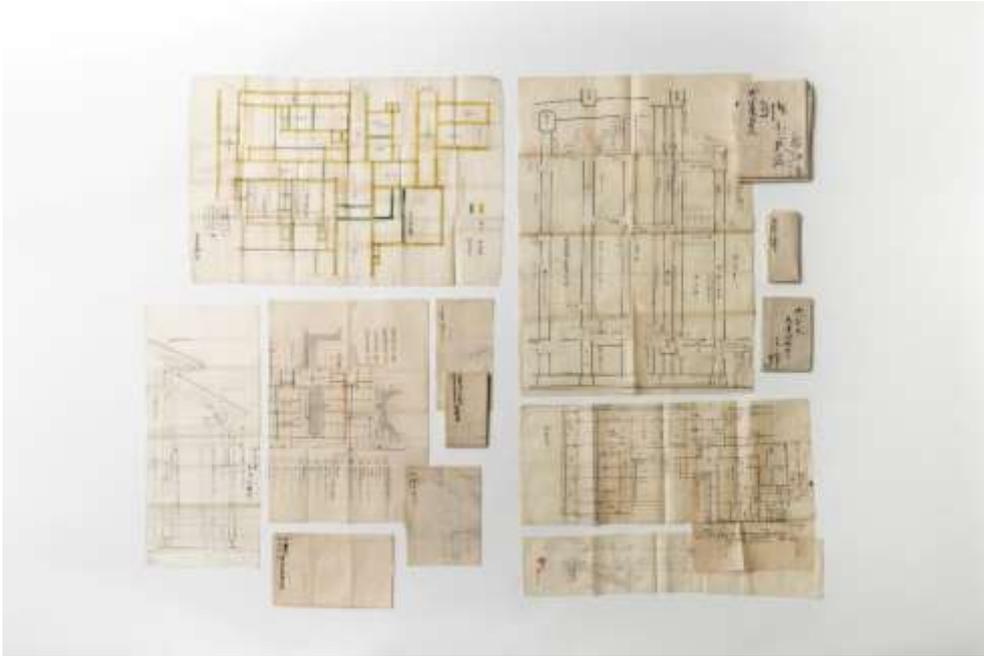
## 千代田区指定文化財の指定について

千代田区指定文化財として下記2件を指定する。

### 記

- 1 千代田区指定有形文化財（歴史資料）  
江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面 38点
- 2 千代田区指定有形文化財（絵画）  
龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション 616点

## 令和3年度千代田区新指定答申文化財



### 1 新指定答申文化財の概要

- 【種 別】 有形文化財（歴史資料）  
【名 称】 江戸城本丸御殿・西丸御殿建築図面  
【員 数】 38点  
【年 代】 江戸時代後期（弘化～元治期）  
【所 在 地】 千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園1番4号）  
【所 有 者】 千代田区（千代田区九段南一丁目2番1号）  
【管 理 者】 千代田区教育委員会（管理担当：文化振興課文化財係）  
【概 要】

本資料群は、弘化度造営（弘化2年（1844）竣工）と、万延度造営（万延元年（1860）竣工）の江戸城本丸御殿に関わる図面18点と、元治度造営（元治元年（1864）竣工）の江戸城西丸御殿に関する図面20点で構成される。江戸城の御殿建築に関わる図面は、幕府作事方及び小普請方、あるいはその配下の大工棟梁等の手によって管理されたため、現在確認されている図面の多くは、幕府作事方や小普請方を務めた家に残ったものである。これに対し、本資料群は幕府作事方によって作成された元図の写しで、現場大工が所持したと思われる図面群であり、稀少性が高い。また、これまで元治度造営の西丸御殿の図面は、都立中央図書館所蔵の平面図を除いてほとんど確認されていなかったが、本資料群には土台図や矩形図、詳細図など複数種類の図面が含まれており、今後の研究発展の一助となる可能性を有している。

### 2 指定について

#### (1) 指定基準

「東京都千代田区指定文化財指定基準」のうち、以下のものに相当する。

#### 第1 千代田区指定有形文化財

##### 5. 考古資料、歴史資料

考古資料・歴史資料のうち、次のいずれかに該当するもの

- (1) 歴史上の事象に関する遺品で、学術的に価値の高いもの

- (2) 歴史上重要な人物に関する遺品で、学術的に価値の高いもの
- (3) 印章・金石文等のうち記録性が高く、学術的に価値の高いもの
- (4) 区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

(2) 指定理由

江戸城は千代田区を代表する近世城郭であり、その成り立ちや歴史はこれまでの発掘や文献による調査・研究によって解き明かされてきた。しかし、その内部に存在した御殿の変遷や構造については、残存する資料が限られており、不明な点も多かった。本資料群は、これまで確認されていた江戸城本丸御殿及び西丸御殿の建築図面とは異なり、現場大工がどのように御殿建築に携わったか、工事過程で図面がどのように使用されたのかという点について、貴重な情報を含んでいる。つまり、幕府作事方や小普請方に残された図面の内容を補完し、江戸城御殿建築の変遷をさらに紐解く一助となるとともに、今後広く公開・活用に資していくための歴史資料として、区指定文化財に値する。

## 令和3年度千代田区新指定答申文化財



コレクションのうち、画文集『揺籃』

### 1 新指定答申文化財の概要

- 【種 別】 有形文化財（絵画）
- 【名 称】 龍星閣旧蔵竹久夢二コレクション
- 【員 数】 616点
- 【年 代】 明治36年（1903）～昭和47年（1972）
- 【所 在 地】 千代田区立日比谷図書文化館（千代田区日比谷公園1番4号）
- 【所 有 者】 千代田区（千代田区九段南一丁目2番1号）
- 【管 理 者】 千代田区教育委員会（担当：地域振興部文化振興課）
- 【概 要】

本コレクションは、千代田区内に所在する出版社・龍星閣（九段南四丁目8番34号）が、大正期を代表する画家・竹久夢二（1884～1934）の著作や画集を刊行するために蒐集した美術作品、及びそれをもとに編集・刊行した夢二関連の書籍からなる。

美術作品については、肉筆画、木版画、雑誌等に掲載された挿絵、装幀本等、夢二の幅広いジャンルの作品が網羅的に蒐集されている。本作品群から夢二の画業を最初期から晩年まで総合的に辿ることができる点、また夢二が今日でいうところのグラフィックアート分野で先駆的に活躍し、近代社会の生活の中に美術デザインを普及させていたことが読み取れる点において、本コレクションは極めて良質である。

龍星閣刊行の夢二関連の書籍については、夢二没後にもその作品を広く伝える役割を果たし、現在の夢二の評価や高い認知度に貢献しているものとして資料的価値が高い。

#### ※龍星閣について

澤田伊四郎氏（1904～1988）が昭和8年（1933）に創業した出版社で、高村光太郎著『智恵子抄』（昭和16年〔1941〕）を刊行したことで知られている。創業当初より「埋れたもの、独自なものを掘り出し

て世に送ること」を出版理念に掲げ、現在まで活動を行っている。

#### ※竹久夢二について

明治17年(1884)、岡山県生まれ。本名・竹久<sup>もじろう</sup>茂次郎。大正期を代表する画家であり、彼の得意とした美人画は「夢二式美人」と称されて大流行した。作家、作詞家、グラフィックデザイナーとしての才能も発揮した。昭和9年(1934)、数え年51歳で結核で亡くなる。

## 2 指定について

(1) 指定基準 「東京都千代田区指定文化財指定基準」のうち、以下の(1)(3)に相当する。

### 第1 千代田区指定有形文化財

絵画、彫刻、工芸品

絵画・彫刻・工芸品のうち、次のいずれかに該当するもの

(1) 絵画史上、彫刻史上若しくは工芸史上又は地域的文化史上貴重なもの

(2) 題材、品質、形状又は技法等の点で特色があり、製作が優秀なもの

(3) 区の歴史や文化に関係があり、とくに重要なもの

### (2) 指定理由

龍星閣旧蔵竹久夢二コレクションは、大正期を代表する画家・夢二の美術や文化に関わる活動を総体的に示す極めて良質な作品群である。現在確認されている夢二の肉筆画として最も早い制作年である作品・画文集《揺籃》や晩年の代表作《出帆》の原画も含み、美術的稀少性も高い。また、夢二がグラフィックデザイナーとしての活動を通じて、近代社会の生活の中に美術デザインを浸透させた様子が窺い知れることにおいても資料的価値を有している。

以上のことから、本コレクションは、区内の出版社である龍星閣が夢二作品の蒐集を行った功績を伝えるとともに、夢二が近代社会に美術・文化を普及させた様相を示す重要な作品群として、区指定文化財にふさわしいといえる。

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	永田議員 (自民)	令和4年度予算案について  基本構想改定について  新型コロナウイルス感染症について  DX推進について  時代、地域特性に合わせたまちづくりについて	コロナ後に向けた地域経済、区民生活を支える具体策はあるか。予算執行率80%台が続く状況で精度についての認識を問う。  10年の計画期間では変化する社会情勢に対応できない。基本計画、予算編成との整合性、改定によってどのような将来像を掲げるのか。  感染者は減少傾向にあるものの警戒が必要な状況が続いている。3回目のワクチン接種推進、保健所の体制強化について問う。  全庁LANシステムリプレースによる内部の効率化は分かるが、区民にとって何が変わるのか。マイナンバーカードの普及と利活用について問う。  公開空地を活用した民間事業者と連携した街並みづくり、旧耐震マンションの建て替え促進について問う。	区 長 関係 理事 者
2	木村議員 (共産)	(1)オミクロン株の感染拡大から命を守る対策を  (2)コロナ危機からみえてきたまちづくりの方向性を問う  (3)住宅施策について	①重症者と比較して死者が多いことがオミクロン株の感染拡大の特徴となっている。区が確保した病床数で十分に対応できるのか。医療現場の声をつかみ、必要に応じて財政支援を ②保健所の抜本的な職員増を求める。そのために国に対し国費投入を求めよ。  区長は招集挨拶で「コロナ禍にある今、…、変革の機会が訪れていると確信している」と述べた。はたしてまちづくりのあり方も「変革」できるのか、3つの物差しで問う。 ①土地の高度利用という規制緩和型の再開発の転換を ②スクラップ&ビルドから長寿命化へ ③住民の合意形成を大切にするまちづくりへ  区の住宅施策は、2000年代以降、公共住宅整備から「住宅ストックの有効活用や住宅市場の活用」へシフトした。それ以降、高家賃の民間住宅の供給は増えるが、低所得世帯が住める住宅は激減している。  公共住宅の供給と家賃補助制度の拡充を求める。	区 長 教 育 長 関係 理事 者

# 発言通告書（総括表）

令和4年第1回定例会 代表質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
2	木村議員 (共産)	(4)子どもにやさしいまちづくりを	子どもの権利条約が述べるように、遊びは子どもの権利である。遊び場空間の減少は政治の責任に他ならない。遊び場の環境整備と子どもにやさしい道づくりを求める。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
3	米田議員 (公明)	今後の区政運営について  新型コロナウイルス対策について  带状疱疹について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 令和4年度予算編成について</li> <li>・ EBPM について</li> <li>・ DX の推進について</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 3回目のワクチン接種について</li> <li>・ 5歳～11歳の児童へのワクチン接種について</li> <li>・ 学校、園における感染症対策について</li> <li>・ コロナ対策等に便乗した高齢者への特殊詐欺について</li> </ul> 带状疱疹の原因となるウイルスは、日本人成人の90%以上の方の体内に潜んでおり、50歳位から発症率は急激に上昇し、60歳代から80歳代でピークを迎える。 そこで、带状疱疹ワクチンについて見解を伺う。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
1	西岡議員 (自民)	子育て支援策	<p>①新型コロナウイルス感染症対応</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て世帯等ニーズに寄り添った宿泊療養施設の設置</li> <li>・代替保育「一時預かり事業(新型コロナウイルス感染症特例型)」の本区方針</li> <li>・各学校・園・児童館・学童クラブ等での抗菌効果の見込める施設環境の改善</li> </ul> <p>②保育園等のオンライン申請について</p> <p>③園児の公園置き去り、本区の安全対策について問う</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者
2	大串議員 (公明)	<p>「持続可能な都市ちよだ」を 目指して！</p> <p>「住民主体のまちづくり」を 目指して！</p>	<p>持続可能な社会を実現するためには官も民も事業の実施にあたっては環境への配慮が欠かせない。どう配慮したのか、環境アセスを行うことで社会に説明することができる。そこで、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 区独自の環境影響調査制度（環境アセス）の創設を提案する。所見は。</li> <li>2) ビル風対策に関する手続きを定めることを提案する。所見は。</li> </ol> <p>行政主体の画一的なまちづくりから住民主体の地域の実情に即した（地域の特性にふさわしい）まちづくりへ都市計画法は改正を重ねてきたといえる。参加・協働のまちづくりである。そこで、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 参画・協働のまちづくりへ具体的手続きを区としてどう定めているのか</li> <li>2) 区では多くの場合、まちづくり協議会や沿道協議会を設置し議論を行ってきている。本来のまちづくりにおける参画・協働の仕組みとして機能しなくてはならないものである。改めて協議会のあり方はどうあるべきなのか、また協議会の役割とは何か。</li> </ol>	区 長 関 係 理 事 者
3	長谷川議員 (紡ぐ会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・姉妹提携について。</li> <li>・再開発計画に含まれる区有財産について。</li> </ul>	<p>姉妹提携している「五城目町」「孺恋村」と契約し、千代田区の学校給食に有機・無農薬、低農薬の米・野菜等の食材を取り入れてはいかがか。児童・生徒の食育と環境教育の推進だけでなく、その取り組みが地方経済の活性化にもつながる。「2050 ゼロカーボンちよだ」の再エネ供給・再エネ施設整備による地方連携とともに、地方との関わり方を再検討してはいかがか。</p> <p>区有地を含む再開発が計画されている。再開発で等価変換すると、区有地はわずかな土地の権利だけになってしまう。安易にまちづくり用地を減らすことは区民への公共サービスの低下につながるのではないか。区民の財産である区有地の活用、新たな土地の取得、施設整備等、区の見解を問う。</p>	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
4	大坂議員 (自民)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・脱コロナの経済支援施策について。</li> <li>・成年年齢の引き下げについて。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・コロナ禍の2年間で行われてきた中小企業支援施策の成果と課題について。</li> <li>・コロナ後の経済成長を見据えた中小企業支援の考え方について。</li> <li>・本区における成人式式典の位置づけと今後について。</li> <li>・成年年齢が引き下げられることに対して想定される課題と、区の対応について。</li> </ul>	区 長 関係 理事 者
5	小枝議員 (声)	<p>区長の政治姿勢および、行政運営の基本を問う。</p> <p>1、現区政において、区が定めたルール(参画・協働ガイドライン)さえも順守されない事例が散見される。どうしたら改善されるのか、未来の子どもたちに良いまちを残せるのか、区長のお考えを伺います。</p>	<p>1) 日本でも有数の財政力を持つ千代田区が、区民の暮らしを心豊かにする方向で運営されるかどうか、区民は樋口区政に注目している。適正手続き(デュープロセス)が大切にされる区政であれば、考えの違いは対話によって乗り越え「つながる千代田」にも通じる。千代田区には平成26年4月策定の「千代田区参画・協働ガイドライン」を尊重した事例(錦華公園等)尊重されなかった事例(神田警察通り、外神田一丁目など)をもとに、区長のお考えを伺う。</p> <p>2) 行政の長としてリーダーとして、どうすることがより望ましいと考えているのか。対話型の区政を重んじる考えはあるのか、端的に伺う。</p> <p>3) 参画協働の条例化について、区長はどう考えるか。</p>	区 長
6	秋谷議員 (至誠会)	<p>1 eスポーツについて</p> <p>2 千代田区版スタートアップエコシステムの構築について</p>	<p>千代田区スポーツ振興計画では、eスポーツの推進が掲げられており、4年度予算ではeスポーツの多様性に着目し、共生社会を推進していこうとしている。そこで、千代田区の地域特性を活かしつつ、eスポーツの活用によって地域を活性化させる施策を検討してみたいかが。</p> <p>渋谷区では「スタートアップエコシステム」と題し、若い世代が起業にチャレンジしやすい仕組みの整備や、スタートアップ企業と大学や他企業との協働促進など行っていくとしている。千代田区令和4年度予算概況では「イノベーション創出の促進」とある。そこで、千代田区でも千代田区版スタートアップエコシステムの構築を検討してみたいかが。</p>	区 長 関係 理事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
7	岩田議員 (立民)	区長の政治姿勢を問う  区民の方から見た区の評判を聞いてどのように思うか	区内で強引とも思われるような再開発が行われているが、それは区長の意図するものなのか  再開発をめぐり区民の方から言われている言葉を聞いて、区長はどのように思うのか。	区 長
8	飯島議員 (共産)	1) 住民税均等割のみ課税世帯に、区独自の給付金支給を  2) 高齢者の機能回復訓練の場の拡充を  3) パートナーシップ制度の制定を	コロナ禍で生活支援策として、国は住民税非課税世帯に10万円の給付金を支給した。食料品など生活必需品の相次ぐ値上げの中で、非課税世帯と大差ない所得の住民税均等割のみ課税世帯を対象に、区独自の生活支援給付金の支給を求める  健康寿命が延び、「自立寿命」の引き上げは高齢者自身とご家族にとって喜ばしく、社会にも貢献。 高齢者活動センター内の機能回復訓練の場は、介護予防事業として、理学療法士の指導の下、マシンを利用できる。しかし最低週2回の利用の希望が多く、拡充を求める。  多様な生き方を認め、包摂する人権尊重の社会が必要。 要望もあり、同性パートナーの権利を認めることに賛成する区民が多い中で、パートナーシップ制度制定を受け入れる土壌は整っている。 LGBTsの方々にとって不可欠な「パートナーシップ制度」の早期制定を求める。	区 長 関 係 理 事 者
9	牛尾議員 (共産)	(1) コロナ感染拡大対策に関連して  (2) 子どもに関する施設について	①区立学校や保育園など子ども施設で働く教職員や保育士が安心して、教育・保育に従事できるよう検査体制の拡充を求める。 ②国が行う「保育士等処遇改善事業」について質問する。  ①（仮称）子ども総合サポートセンターについて整備の計画がどうなっているのか質問する。 ②子どもの人口増加によって保育所や小学校の教室が不足する事態が生まれた。今後、中学校も同様な事態が想定されるが区の見通しや対策を質問する。	区 長 教 育 長 関 係 理 事 者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
10	うがい議員 (自民)	道路整備・川辺利用とエリアマネジメントの取り組みについて	「つながる都心」の視点から ・道路整備 ・川辺利用 ・エリアマネジメント について つながる隣接区との間において 課題・情報の共有や、政策実現に向けた協議の機会など区はこれまでにどのような取り組みをしてきているのか。 これまでの状況と課題、また今後の計画などを聞きたい。	区 長 関係 理事者
11	小野議員 (都ファ)	1, 带状疱疹の予防について  2, 発災後の全体像把握について  3, DX 推進の価値について	・50歳から発症のリスクが高まり、中には重い後遺症が残る方もいる。任意の予防接種があるが高額であるため一部助成を始めた自治体もある。千代田区でも検討してはどうか。  ・首都直下地震に備えた様々な訓練が徐々に再開している。しかし、各々の訓練だけでは捉えきれない連携など全体フローが見えにくいことへの懸念の声がある。震災後の混迷を最小限に抑えるためにも発災後の全体像を可視化してはどうか。  ・CRMの実践は利用者の満足度に直結するが、CXとEXの向上実現にどのような施策を推進するのかがう。 ・今年度、LINEのセグメント配信の希望を登録できるようになった。次年度はどのような活用でCX向上を実現していくのかがう。	区 長 関係 理事者

# 発言通告書（総括表）

## 令和4年第1回定例会 一般質問

No.	発言者	発言事項	発言要旨	答弁を 求める者
12	林議員 (自民)	<p>○第3次千代田区基本構想の 成果と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民の視点</li> <li>・千代田区の視点</li> <li>・東京都からの視点</li> </ul> <p>○第4次基本構想策定に向けた 取り組み</p> <p>○公園の整備</p> <p>保育園の代替園庭になっている 公園の整備</p>	<p>千代田市構想を掲げて実現したことは？</p> <p>「未来の東京」戦略との関係は？</p> <p>代替園庭として利用される公園トイレ等の整備</p> <p>新型コロナウイルス感染症を踏まえた課題は？ 千代田区公園・児童遊園等整備方針の成果は？</p>	<p>区 長 教 育 長 関 係 理 事 者</p>

令和4年第1回区議会定例会 教育委員会関係質問・答弁概要

共産	木村 正明 議員	代表質問	2
質問要旨	<p>子どもにやさしいまちづくりを            (1) 遊び場環境の整備を            ○遊び場環境整備のために国や都に積極的に要請することが不可欠ではないか。            (2) 子どもにやさしい道づくり            ○町会の負担を軽減するとともに、試行的にプレーリーダーを配置し子どもの遊び場空間を提供できないか。</p>		
答弁者	子ども部長		

<子ども部長>

木村議員のご質問にお答え申し上げます。

まず、遊び場環境の整備に関する国、都への協力要請について、でございます。

区政を運営していくにあたりましては、国や東京都、あるいは関係機関等との連携、協力を図りつつ、様々な施策を推進していくことは、大変重要なことだと認識しております。

一例としまして、「ふじみこどもひろば」につきましては、区議会のご尽力も頂きまして、衆議院九段議員宿舎跡地をお借りし、平成28年2月に開所しておりますことは、ご案内のとおりでございます。

今後とも引き続き、遊び場環境の整備を含めまして、関係諸機関等と連携、協力関係の構築を図ってまいります。

次に、町会による道路での子どもの遊び場事業へのプレーリーダーの配置に関するご質問について、でございます。本区における「子どもの遊び場事業」におきましては、プレーリーダーを配置しております。プレーリーダーは、公園の一般利用者と遊び場事業との調整を行うとともに、参加児童の遊び相手にもなっております。

一方、ご指摘の、町会による道路での遊び場確保につきましては、地域活動、地域コミュニティを活性化させる手段の一つとして、道路管理者、交通管理者と調整し、行ってきたものと認識しております。

従いまして、運営者の負担軽減を目的としたプレーリーダーの配置につきましては、十分な議論が必要であると考えております。

公明	米田 かずや	代表質問	3
質問要旨	<p>学校・園における感染症対策について            ○これまで学校や園で行ってきた新型コロナウイルス感染症対策と、今後、変化が見込まれるコロナウイルスにどのように対応していくのか。            ○学校や園等の施設に、コロナウイルス不活性化の実証データを有する空気循環式紫外線清浄機を導入しては如何か。</p>		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

米田議員の学校・園における感染症対策についてのご質問にお答えいたします。

まず、これまでの対策と、今後、変化が見込まれるコロナウイルスにどのように対応していくのかについてですが、これまでの対策といたしましては、各施設入口への体温センサーや消毒用アルコールの設置、日々の清掃・消毒を行っております。

また、議員のご質問にあるとおり「区立学校における新型コロナウイルス対策等ガイドライン」の策定のほか、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置が発出される都度、学校・園に対し、対応に関する通知の送付や、感染症の専門家による現場視察及び講ずべき対策のポイントのアドバイスをいただくなどにより、感染予防・防止に努めてまいりました。

併せて、児童・生徒の学びを止めないために、各学校において、感染不安等で学校に登校していない児童・生徒に対してオンライン学習を積極的に実施しているほか、教職員などを対象としたワクチン接種も、東京歯科大学の協力を得て7月から8月にかけて2回行い、現在も三楽病院で教職員や保育士等、子どもに関わる職員を対象に、優先的に3回目のワクチン接種を行っています。

今後の対策につきましては、さらなる変異株だけでなく、別の新たなウイルス出現の可能性もあることから、これまで以上に感染のリスクを低減する方策について、専門家の協力やアドバイスを得ながら、早め早めに講じていきます。

次に、空気循環式紫外線清浄機の導入についてです

が、議員ご提案の紫外線による殺菌については、業務用厨房などの殺菌灯をはじめ、理髪店や公衆浴場などでの櫛やはさみの殺菌保管箱など、以前から除菌に用いられ効果を上げてきた経緯がございます。

また、議員ご指摘のように、最近の研究により、新型コロナウイルスに対しても、一定の波長の紫外線照射により、ウイルスRNA（リボ核酸）が損傷し不活化するメカニズムも明らかになり、その効果に期待が寄せられているところです。

新型コロナウイルス感染症は、接触や飛沫による感染が主であり、一定以上の人数で過ごす必要がある学校の教室や保育園の保育室などにおいて、換気に加えて空気循環式による空気清浄は、感染リスクを減少させる一助となる可能性があるものと認識いたしております。

教育委員会といたしましては、さまざまな殺菌装置が市場に存在する中、手洗いやマスク着用といったこれまでの学校・園での感染症対策を引き続き実施しつつ、今後の新たなウイルスへの備えも兼ねたものとして検討するとともに、学校・園にも積極的に情報提供してまいります。

自民	西岡 めぐみ	一般質問	1
質問要旨	1 コロナ禍においての子育て支援について ○代替保育「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」の本区の方針について ○保育園等のオンライン申請について ○園児の公園への置き去りと本区の安全対策について  2 各学校・園・児童館・学童クラブ等での抗菌効果の見込める施設環境の改善について ○園児、児童、生徒等が接触頻度の高い公共施設に抗菌効果が期待できる様な建材や素材を使用し、または光触媒等を使用し衛生的な環境を維持できる様な工夫をしていただきたい		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

西岡議員のご質問について、お答え申し上げます。

まず、代替保育「一時預かり事業（新型コロナウイルス感染症特例型）」の本区の方針についてのご質問でございます。感染拡大状況下におきましても、保育園につきましては、社会機能維持のために事業の継続が求められているところでございます。このため、本区の保育園で陽性者等が確認された場合におきましては、保健所による当該園の状況調査や必要に応じたPCR検査、指示に従い、園の状況に応じて登園自粛をお願いし、規模を縮小、感染対策を徹底しながら園運営を継続することを原則としております。そして、このような縮小運営という対応をとったにも関わらず陽性者が増えた場合、あるいは保育士等職員の陽性によって保育そのものが不可能となった場合には、休園せざるを得ないと考えております。

すなわち、できる限り普段通っている保育園での保育の継続を第一とした上、やむなく休園となって、どうしてもお仕事を休むことができない場合におきましては、ベビーシッターをご紹介する等の対応をとっているところでございます。

しかしながら、いまだ収束が見えないコロナ禍の現状を鑑みますと、支援の選択肢を増やす必要性もあると認識しているところでございます。従いまして、今後、国が創設した代替保育一時預かり事業による財政支援措置の適用を視野に、一時的な代替保育を引き受けていただける保育事業者の確保に向け、検討してまいります。

次に保育園等のオンライン申請についてのご質問でございます。

子育て支援のための取り組みは多岐に亘っております。このため、お子さんの状況、保護者の皆様方一人ひとりの個別のご事情に応じて、適切な支援をご案内できるよう、丁寧にお話をお伺いする対応に努めているところでございます。

一方、新型コロナウイルス感染拡大によって社会は大きく変化しており、接触機会を減らし利便性を向上させるため、デジタル化を手段とした手続きへの移行も急務となっております。

また、保育園の入園、継続等の申請は書類も多く、手のかかる乳幼児を抱えた保護者の皆様方にとりましては、負担の大きい手続きであることは、私どもといたしましても認識しております。

このような状況も踏まえまして、現在、本区におきましては、オンラインの様々な機能を集約した区独自のポータルサイト等も検討しているところでございます。

つきましては、一足飛びに全ての保育園申請手続きをスマートフォン一つでというわけにはまいりませんが、現在検討中のポータルサイトに保育園のオンライン手続きのメニューを搭載できるよう関係部署と作業を進め、少しでも保護者の皆様方のご負担感を軽減できるよう、取り組んでまいります。

最後に園児の公園への置き去りと本区の安全対策についてでございます。

日々の保育を安全に行うことは何よりも大切なことでございまして、公園等に園児を置き去りにしてしまうことはあってはならないことであると認識しております。

このため、各園におきましては、遊びに出かける公園の下見を事前に行うとともに、当日園を出るとき、公園に着いたとき等、場面ごとの点呼を徹底し、園ごとに帽子の色を変えるなどの工夫をしております。また、公園では、それぞれの場で園児を見守りながら、保育士が共に声を掛け合い、全体把握に努めております。さらに、ヒヤリハットを想定・共有し、出かける前に子どもの服装を写真で残すなど、日々安全を確保しながら子どもの育ちを支えているところでございます。

一方、事故防止のためには保育園現場だけに任せきりにするのではなく、区として十二分に関わっていく必要があることは、西岡議員ご指摘のとおりでございます。このため、公園への置き去りのみならず、事故や怪我の状況報告を子ども支援課に提出

していただき、園とともに、その対応から再発防止策の検討を行っているところでございます。

ご指摘を踏まえまして、改めまして全ての園に対して注意喚起を行ってまいります。一方、このことで園が委縮し、子どもたちが大好きな公園遊びや散歩の機会が減少することのないよう、区としてもしっかりとサポートしてまいります。そして、子どもたちの遊ぶ声、姿は社会の宝物だと思ってもらえるような地域社会づくりに向けて努力してまいりたいと考えております。

<教育担当部長>

西岡議員の「各学校・園・児童館・学童クラブ等での抗菌効果の見込める施設環境の改善について」のご質問にお答えいたします。

子どもの施設では、換気や清掃、消毒など、日々様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っており、昨年の秋には、感染症の専門家による学校・幼稚園・児童館の現場視察を実施し、講ずべき対策のポイントをアドバイスしていただいております。しかしながら、昨年末からのオミクロン株は、第6波として子どもたちへの感染の拡がりも顕著になっています。

子どもの施設は、施設内での集団生活が基本であることから、子ども同士の直接的なふれあい以外にもモノを介した間接的な接触の機会は当然ありえることとなります。教育委員会といたしましては、これまでのソフト面・ハード面での感染症防止対策を継続しつつ、新たなウイルスへの対応を見据え、今後、関係所管や施設とも連携を図りながら、重層的な対応策を強化してまいります。

その中で、議員ご提案の建材や素材の使用、光触媒等の塗布など、抗菌・抗ウイルスが期待できるものについては、積極的に導入の検討をしたいと考えております。

紡ぐ会	長谷川 みえこ 議員	一般質問	3
質問要旨	姉妹提携について (1) 給食について他区の調査は行ったのか？ (2) 給食に取り入れている五城目町の米は有機無農薬米か？ (3) 学校給食会から購入する米との割合は？ (4) 安定的確保・安全確保ができれば、五城目町や他の地方との食材供給契約は可能か？ (5) 孺恋村のキャベツやジャガイモ、野菜について、または他の地方から有機・無農薬、低農薬等の食材を学校給食に提供したらどうか。 (6) 給食費の助成額の見直しを検討したらどうか。		
答弁者	教育担当部長		

<教育担当部長>

長谷川議員の姉妹提携のご質問のうち、学校給食に関してお答えいたします。

初めに、学校給食で使用している五城目町の米についてですが、「有機無農薬米」ではなく、「農薬節減米（特別栽培農産物）」です。令和2年度の実績は、五城目町から11校中2校が使用しました。現在、米につきましては、主に東京都学校給食会及び学校給食会指定業者から購入しておりますが、令和2年10月、区議会で「区立小中学校給食食材の米の購入先に関する陳情」が採択され、各学校ではその趣旨を踏まえ、区内事業者からも食材を購入するなど、区内事業者への支援につなげているところです。

次に、議員ご提案の五城目町や他の地方との食材供給契約についてですが、現在も五城目町とは、安定的確保・安全確保のもと、米に関しての契約は残っております。

また、孀恋村や他の地方からのキャベツやジャガイモ、野菜等の有機・無農薬、低農薬等の食材を学校給食用として購入することについてですが、他区の例を調査しても果物を取り入れている事例はありましたが、米、野菜等の事例はありませんでした。本区も限定的にはなりますが、諸条件が整えば、各学校がスポット的に給食に取り入れることは可能であると考えております。

しかしながら、五城目町、孀恋村とも自治体の施策として、それらの農法を推進しているわけではない現状があることから、姉妹提携先との交流事業の一環としては困難であると認識しております。

いずれにいたしましても、美味しい給食を子ども達に提供することを第一に、今後も学校給食用物資の安定的確保と安全確保を目的として、購入先を選定してまいります。なお、学校給食補助金の増額については考えておりません。

自民	大坂 隆洋 議員	一般質問	4
質問要旨	千代田区の小学校、中学校、中等教育学校における消費者教育について 千代田区の小学校、中学校、中等教育学校ではどのように消費者教育を実施しているのか。また、九段中等教育学校の後期課程において、成人として新たに発生する権利や義務など様々なことについて、どのような教育をおこなっていくのか。		
答弁者	教育担当部長		

#### <教育担当部長>

大坂議員の、学校における消費者教育についてのご質問にお答えします。

議員ご指摘の通り、成年年齢を18歳に引き下げる内容の「民法の一部を改正する法律」が令和4年4月1日から施行されることとなり、これまで以上に小学校・中学校・中等教育学校段階における消費者教育の充実が求められていると認識しております。

小学校段階では、第5学年及び第6学年の家庭科、「消費生活・環境」において「物や金銭の使い方と買い物」「環境に配慮した生活」を取り扱うことをはじめとして、社会科等を通して消費者教育に取り組んでおります。

中学校段階では、3年生の社会科、公民的分野の

「B 私たちと経済」において「消費者の保護について意義を理解すること」等を内容として扱い、2年生の技術・家庭科の家庭分野の「消費生活・環境」においては、千代田区消費生活センターから講師を招聘し、消費者被害の背景とその対応についての授業等を実施しております。

九段中等教育学校の後期課程では、公民科や家庭科等での、契約の重要性及び消費者保護の仕組みに関する指導に加え、中学校と同様、千代田区消費生活センターと連携した授業をおこなっております。また、後期課程における成人として新たに発生する権利や義務などに関する教育については、6年生の「政治・経済」で、消費者の生活と権利を守るための様々な法律や制度に触れながら、自立した消費者としての知識を身に付けさせる指導を行っております。今後は、民法と契約自由の原則について今まで以上に取り上げながら、消費者教育を推進してまいります。また、主権者・法教育の一環として、裁判員制度や国民の司法参加を考えさせる模擬裁判の実施についても検討しているところです。

教育委員会といたしましては、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成や、若年者の消費者被害防止に向けた指導、成人としての権利や義務に関する指導の充実に取り組んでまいります。

共産	牛尾 こうじろう 議員	一般質問	9
質問要旨	<p>1 コロナ禍で働く保育士の処遇改善策について</p> <p>(1) 保育士等処遇改善事業の給付額の増額を国に求めるべき。</p> <p>(2) 民間の保育園や学童クラブで正規非正規、派遣に関わらず保育士全員が9千円受け取れるように対応を求める。</p> <p>(3) 10月以降も処遇改善を実施するよう区の対策を求める。</p> <p>2 新型コロナ対策について</p> <p>(1) 千代田区立学校の小中学校では今回の東京都が行う検査を活用しているか。活用しないのであればその理由は。</p> <p>(2) 今後、学校教職員や保育園の保育士や職員が安心して保育・教育に当たれるよう、学校や保育園で定期的な検査、もしくは希望者への検査ができるようにすべき。</p> <p>3 子どもの施設に関して（公有地の活用の仕方）</p> <p>(1) 中学校の教室数の見通しは？</p> <p>(2) 中学校での小人数学級を考え、中学校の増設を視野に入れ、低未利用の区有地の活用を検討すべきではないか。</p>		
答弁者	子ども部長、教育担当部長		

<子ども部長>

牛尾議員の保育士等に対する処遇改善臨時特例事業に関するご質問について、お答え申し上げます。

本事業は、令和3年11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引き上げ等が掲げられたことを踏まえ、保育士、幼稚園教諭、あるいは放課後児童支援員等の処遇改善を行うこととされたことは、牛尾議員もご案内のとおりでございます。

本事業の実施にあたりましては、事業主体が市区町村と定められ、本年2月からの賃金改善を実施するよう、昨年末、国から急遽通知が発出されたことによりまして、現在、各事業者と十分に調整を図りながら鋭意準備を進めているところでございます。従いまして、執行機関として今行うべきことは、本事業内容の是非を国に問うことではなく、本事業の実施に向けて事務作業を進めることだと認識しております。

なお、令和4年度当初予算案につきましては、10月以降の歳出枠につきましても計上させていただいているところでございます。

また、民間の保育所に勤務する職員等に対する、本区独自の処遇改善加算等につきましては、必要な見直しを行いつつ、今後とも継続してまいりたいと考えております。

<教育担当部長>

牛尾議員の新型コロナ対策のご質問のうち、学校教職員等の検査についてお答えいたします。

最初に、東京都が行う抗原定性検査の活用についてですが、今回の検査にあたっては、昨年国から配付された抗原簡易キットと同様に、国のガイドラインに基づく研修受講や、検体採取も受検者自ら行うなど対応する事項も多く、逆にこのことが教職員の新たな負担につながると考え、現在は活用しておりません。

次に、学校や保育園での定期的、もしくは希望者への検査実施についてですが、現在、そうした検査は実施しておりませんが、各施設において感染が判明した場合には、保健所が接触状況等の調査を行った後、必要に応じてPCR検査や抗原検査を実施するなど、迅速かつ適切に対応しております。なお、保育士や教職員が安心して保育・

教育に当たれるよう、換気や清掃、消毒など、日々様々な感染症対策を行っており、昨年の秋には、感染症の専門家による学校・幼稚園・児童館の現場視察を実施し、講ずべき対策のポイントをアドバイスしていただいております。さらには、議員のご質問にもあるとおり、現在、三楽病院のご協力の下、教職員や保育士等、子どもに関わる職員を対象に、優先的に3回目のワクチン接種を実施しております。

次に、子どもの施設に関するご質問のうち、中学校についてお答えいたします。

最初に、中学校の教室数の見通しについてですが、令和3年5月1日現在の中学校の学級数は、麴町中学校 17 学級、神田一橋中学校 8 学級で合計 25 学級となっております。教育委員会としては、中学校の教室数の課題は、麴町中学校と神田一橋中学校の生徒数のアンバランスに一因があると考えており、今年度からこのアンバランスも解消傾向にあります。従って、数年後には、両校の学級数も一定の適正規模に移行し教室不足は生じないものと考えております。

次に、中学校の増設と区有地の活用についてですが、中学校の学校選択申請書を送付した令和3年8月5日現在の区立小学校、私立・国立小学校等通学者を含む小学校6年生の区民の児童数は593人ですが、本区の場合、区立中学・中等教育学校に進学する割合は、例年、約6割となっております。こうした本区の特徴や今後の人口推計等を踏まえ、現時点では、低未利用の区有地を活用した中学校の増設は、考えておりません。

# 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)について

## 1 概要

離婚等によって児童の養育者になったのにもかかわらず、当該離婚等が子育て世帯への臨時特別給付金（以下、「一括給付金等」という。）における基準日後であったため、一括給付金等を受け取ることができなかった者等を給付対象者に追加する。

## 2 対象者

児童の年齢に応じた次の要件を満たす方等

※児童手当の所得制限限度額未満の方に限ります。

- (1) 中学生以下の児童について、令和3年9月分の児童手当受給者ではなかったが、その後離婚等したことにより、令和4年3月分の児童手当受給者となった方。
- (2) 高校生等の児童について、令和3年9月30日時点で主として養育する者ではなかったが、その後離婚等したことにより、令和4年2月28日時点では主として養育する者と認められる方。

対象見込み数 30 世帯

## 3 事業概要

### (1) 給付額

対象児童一名につき

10万円から一括給付金等について児童のために費消した額等※を引いた額

※一括給付金等受給者から受領した給付金相当額や、児童のために給付金を使ったと申請日時点で了知している額。(申請者の自己申告による。)

### (2) 申請期限

令和4年4月28日まで

### (3) 給付時期

令和4年3月15日より順次

### (4) 給付方法

申請口座に振り込み

### (5) 周知方法

- ・ホームページによる事業周知
- ・当課で把握している対象者に案内文送付

## 学級閉鎖の状況について

### 1 令和3年度及び令和元年度

単位：学級数

年次	月	令和3年度（新型コロナウイルス）					令和元年度（インフルエンザ）						
		9月	10月	11月	12月	1月	2月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
幼稚園	3歳児												
	4歳児					1	2						
	5歳児					1	2						
小学校	1年生						2						
	2年生					3	3			2			
	3年生	1				1	2	1			1		
	4年生					1	1	1					
	5年生					1	2			1			
	6年生						1						
中等（前期） 中学	1年生					1	2						
	2年生												
	3年生					1				4			
合計		1	0	0	0	10	17	2	0	7	1	0	0

\*令和2年度は無し

\*令和3年度：2月28日現在

### 2 臨時休業に関する根拠法令

#### ■学校保健安全法第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

### 3 新型コロナウイルスによる学級閉鎖及び臨時休業期間に関する基準

#### （1）国（文部科学省） 令和3年8月27日及び令和4年2月2日付通知

##### ●学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン

学級閉鎖については、以下のいずれかの状況に該当し、学級内で感染が広がっている可能性が高い場合、学級閉鎖を実施する。

- ① 同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ② 感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合
- ③ 1名の感染者が判明し、複数の濃厚接触者が存在する場合
- ④ その他、設置者で必要と判断した場合

##### ●オミクロン株に対応した運用にあたっての臨時休業の判断

→5日程度を目安に健康状態の把握その他の感染症対策の一層徹底しながら再開する。

#### （2）千代田区教育委員会

- 上記の国の基準を準用しつつ、千代田保健所の調査、学校医の助言等により、千代田区教育委員会と学校が協議して必要と判断した場合

## 区立小・中学校の各区宿泊行事実施状況について

### 1 令和3年度 実施状況（令和4年2月18日現在）

小学校 4年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	16				
	1泊2日	4	1		3	3
	2泊3日	<b>3</b>		1	<b>2</b>	<b>2</b>

小学校 5年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	1				
	1泊2日	11	7		4	1
	2泊3日	<b>11</b>	3	2	<b>6</b>	<b>4</b>

小学校 6年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	1泊2日	8	8			
	2泊3日	<b>14</b>	6	5	<b>3</b>	<b>1</b>
	3泊4日	1		1		

中学校 1年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	6				
	1泊2日	7	4	3		
	2泊3日	<b>9</b>	1	2	<b>6</b>	<b>4</b>
	3泊4日	1			1	

中学校 2年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	3				
	1泊2日	6	6			
	2泊3日	<b>12</b>	7	1	<b>4</b>	<b>4</b>
	3泊4日	1		1		
	4泊5日	1			1	1

中学校 3年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	1泊2日	6	6			
	2泊3日	<b>17</b>	15	1	<b>1</b>	<b>1</b>

※ 色付きゴシック体は、千代田区

### 2 令和4年度 実施計画（変更予定の区）

- ・ 宿泊事業を中止し、日帰り行事に変更（小4、中1）：1区
- ・ 宿泊事業の期間を1泊ずつ短縮（小5、小6）：1区
- ・ 実施時期を学期中から夏季休業期間中に変更（小4・中1）：1区

【裏面】令和2年度 実施状況（参考）

### 3 令和2年度 実施状況（参考）

小学校 4年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	16				
	1泊2日	4			4	
	2泊3日	<b>3</b>			<b>3</b>	<b>1</b>
小学校 5年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	2				
	1泊2日	10			10	1
	2泊3日	<b>11</b>		1	<b>10</b>	<b>3</b>
小学校 6年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	1泊2日	8			8	2
	2泊3日	<b>14</b>		1	<b>13</b>	<b>9</b>
	3泊4日	1			1	1
中学校 1年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	6				
	1泊2日	7			7	
	2泊3日	<b>9</b>			<b>9</b>	<b>2</b>
	3泊4日	1			1	1
中学校 2年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	教育課程上なし	3				
	1泊2日	6			6	1
	2泊3日	<b>12</b>			<b>12</b>	<b>2</b>
	3泊4日	1			1	
	4泊5日	1			1	
中学校 3年生		各区	実施	短縮実施	中止	代替実施
	1泊2日	6	3		3	3
	2泊3日	<b>17</b>	5		<b>12</b>	<b>9</b>

※ 色つきゴシック体は、千代田区

## 令和3年度 学力調査について

### 1. 「全国学力・学習状況調査」(国) . . . 【資料1】

対 象：小学校6年、中学校3年

調査内容：国語と算数・数学

実施日：令和3年5月27日

- 知識の定着や活用は、全国の平均を上回る。
- 小学生は1日の平均勉強時間は長く、「ゲーム時間」は少ない。問題解決型の学習、ICTを活用した情報収集と発表、読書について意欲的に取り組み、学校に行くのが楽しいと考える児童の割合が多い。
- 中学生は、1日の平均勉強時間は長く、授業への納得感も増し、学校に行くのが楽しいと考える生徒の割合が多い。「ゲーム時間」は全国平均と同程度である。

### 2. 「児童・生徒の学力向上を図るための調査」(東京都) . . . 【資料2】

対 象：小学校4年から中学校3年

調査内容：学習に関する意識調査(タブレットによるC B T回答<4段階>)

実施日：9月から12月に学級単位で実施日を決定

- 小学校では各教科の理解度は東京都に比べて高い。「よく分かる」と回答した数)
- 小学生の学習の動機に関しては、「友達や先生と学習するのが楽しいから」(区40.1%、都46.9%)、「学習で人に負けたくないから」(区25.9%、都21.5%)である。(共に「当てはまる」と回答した数)
- 都平均を大きく上回っている項目(「当てはまる」と回答した数)は、「自分で計画を立てて学習している」、「答えだけではなく、考え方も確かめながら学習している」、「教科書やドリルの問題に取り組むなどして、学習したことを確実にできるようにしている」「毎日2時間以上家庭学習している」である。
- 中学生の学習の動機に関しては、「友達や先生と学習するのが楽しい」(区32.2%、都25.3%)、学習の進め方に関しては「他の人と意見が違ったときは、質問して相手の考えを確かめる」(区34.0%、都25.4%)である。(共に「当てはまる」と回答した数)

3. 「達成度調査（ベネッセ）」（小学生）（区） . . . 【資料3】

対 象：小学校4年から小学校6年

調査内容：国語・算数・社会・理科

実 施 日：5月7日（金）

- 第6学年の理科が全国平均を2.0ポイント下回る。（昨年1.4ポイント下回る。）
- 国語と算数は、達成率で11ポイント以上全国平均を上回る。
- 4、5年生の理科については、全国平均をやや上回っております。理科の学習においては、経年比較で見ると5年次の達成度が著しく下がっている。

4. 「達成度調査（NRT）」（中学生）（区） . . . 【資料4】

対 象：中学校1年から中学校3年（中等教育学校（前期課程）を除く）

調査内容：国語・社会・数学・理科・英語（中学2・3年のみ）

実 施 日：4月に学校単位で実施日を決定

- 昨年と比較し、上昇した科目は14教科中4教科である。（1年理科、3年数学・社会・理科）
- 3年理科48.1→49.6と1.5ポイント上昇、3年社会49.6→51.9と2.3ポイント上昇、数学は51.3→52.4と1.1ポイントの上昇している。
- 3年国語52.7→52.0と0.7ポイント下降、3年英語56.9→53.8と3.1ポイント下降している。

## 令和3年度 全国学力・学習状況調査の結果

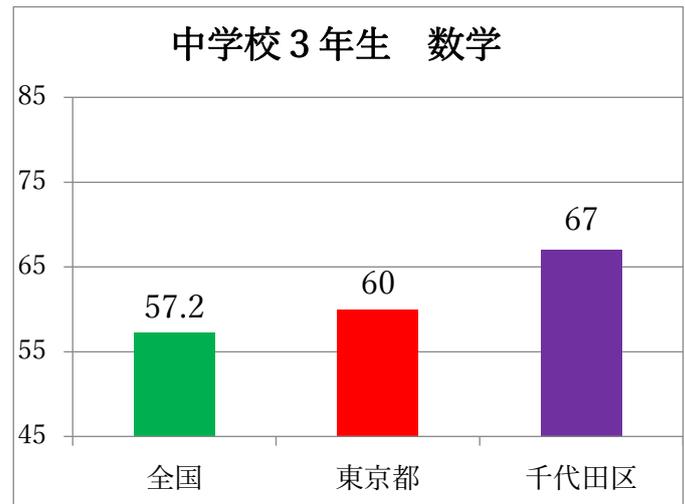
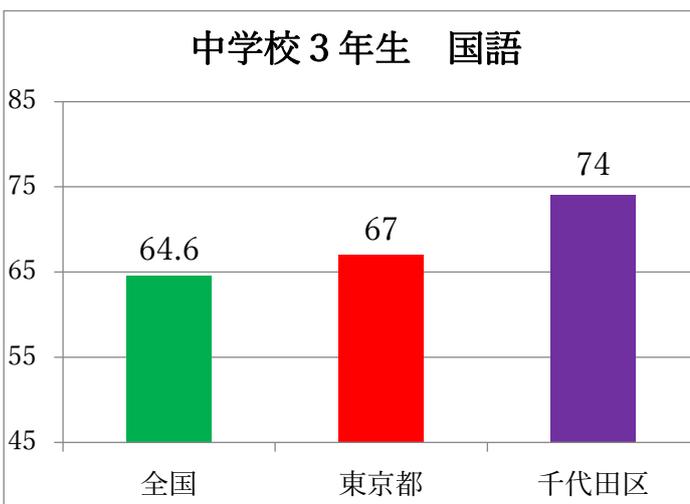
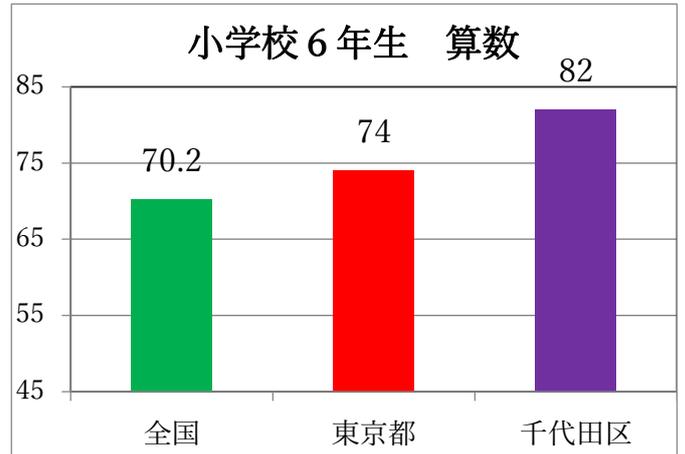
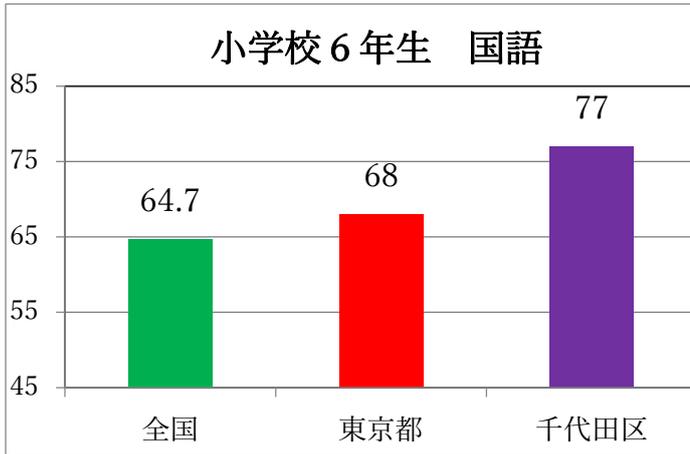
1 実施日 令和3年5月27日（木）

2 対象学年 小学校第6学年在籍児童 国語・算数 質問紙意識調査

中学校第3学年在籍生徒 国語・数学 質問紙意識調査

※ 実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能と、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力を一体的に出題。

3 結果 ※ 数値は正答率（％）



【全体】

- 小学校の国語、算数、中学校の国語、算数の調査全てにおいて、千代田区は、東京都と全国を平均で上回っている。

【小学校】

- 一昨年度同様、全ての教科で高い正答率であり、知識の定着や活用に大きな課題はない。

【中学校】

- 一昨年度同様、全ての教科で高い正答率であり、知識の定着や活用に大きな課題はない。

【質問紙意識調査】

○小学校

全国や東京都に比べ、1日の平均勉強時間が長く、ゲーム時間は少ない。また、問題解決型の学習、ICTを活用した情報収集と発表、読書について意欲的に取り組み、学校に行くのが楽しいと考える児童の割合が多い。

東京都・全国平均を下回った項目は、基本的な生活習慣（睡眠時間・朝食・起床時間）と「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」である。

○中学校

1日の平均勉強時間は長く、基本的な生活習慣（睡眠時間・朝食・起床時間）は全国平均となり、授業への納得感も増し、学校に行くのが楽しいと考える生徒の割合が多い。

しかしながら、「ゲーム時間」が全国平均と同程度となり、「ひとの役に立つ人間になりたいと思いますか」と「道徳の授業では、考えを深めたり、グループで話し合ったりする活動に取り組んでいますか」という項目で東京都・全国平均を下回った。

○休校中の過ごし方に関して

「勉強に不安を感じたか」 (当てはまる：区 24.6%、都 25%、全 29.8%)

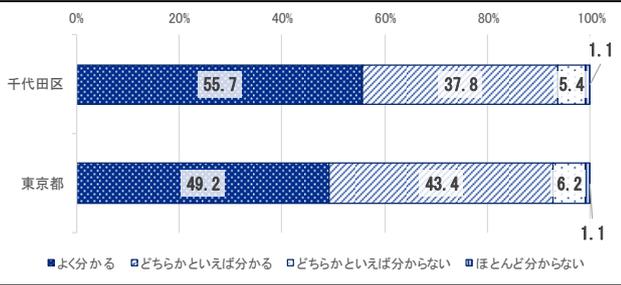
「計画的に学習を続けられたか」(良くしている：区 43.7%、都 32%、全 29.8%)

# 児童・生徒の学力向上を図るための調査結果【小学校】

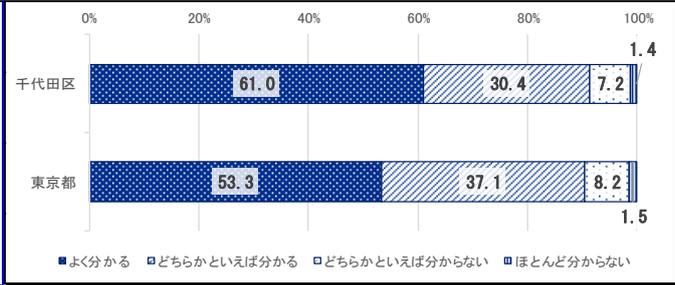
教育委員会資料  
令和4年3月8日  
指導課【資料2-1】

## ●各教科の授業の内容に対する理解の程度

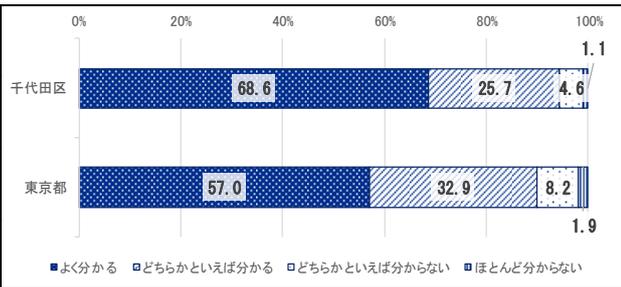
(1) 国語の授業の内容はどのくらい分かりますか。



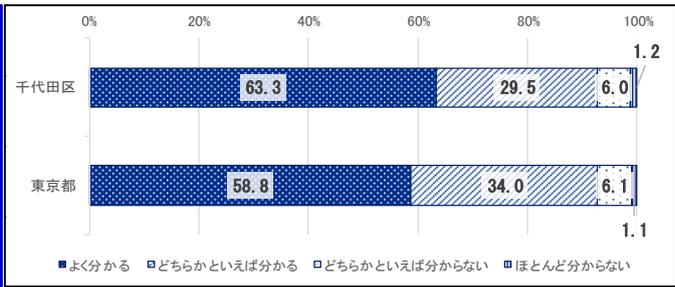
(2) 社会の授業の内容はどのくらい分かりますか。



(3) 算数の授業の内容はどのくらい分かりますか。

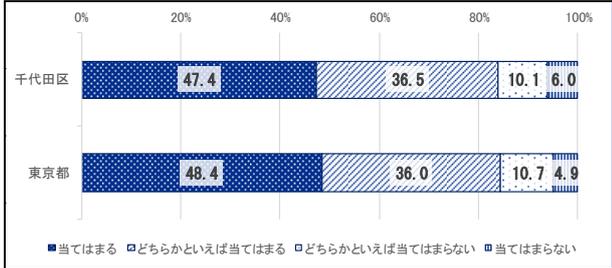


(4) 理科の授業の内容はどのくらい分かりますか。

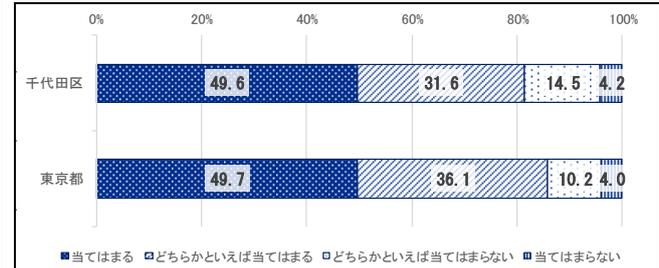


## ●学習の動機

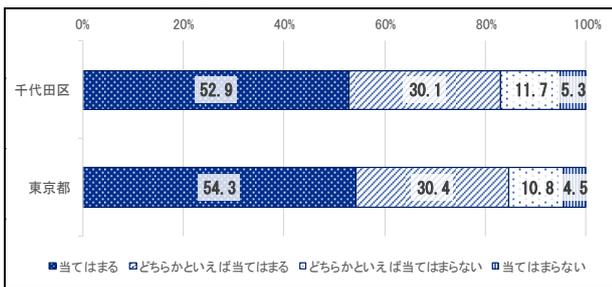
(1) 分かることやできることが楽しいから。



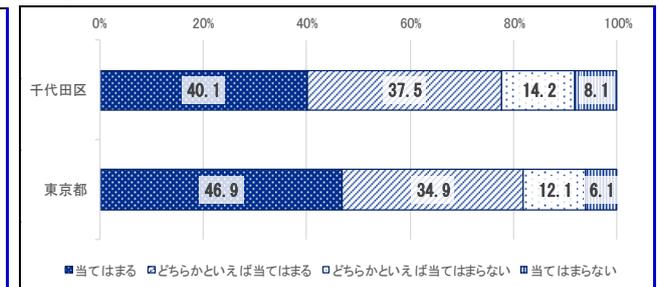
(2) しっかり考えられるようになりたいから。



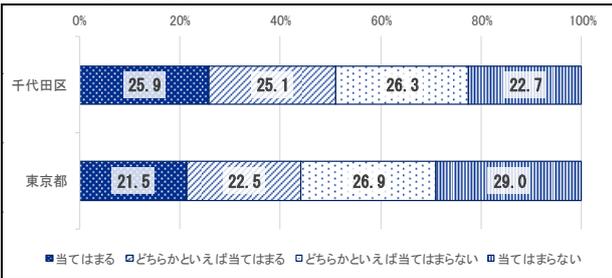
(3) 将来の仕事や生活に役立つから。



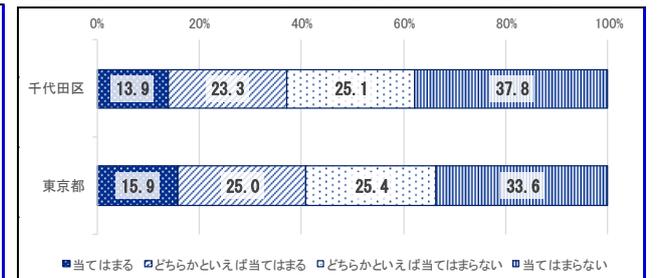
(4) 友達や先生と学習するのが楽しいから。



(5) 学校の学習で人に負けたくないから。

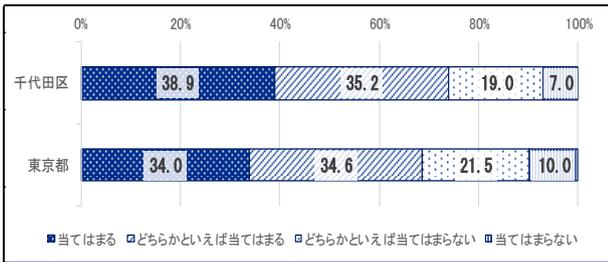


(6) 先生や家の人にほめられたり、ごほうびをもらえたりするから。

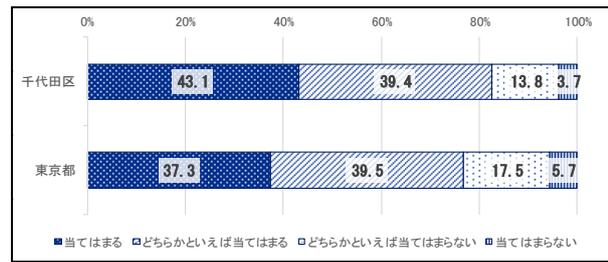


## ● 学習の進め方（抜粋）

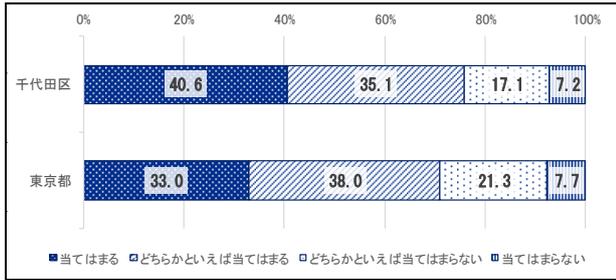
(1) 自分で計画を立てて学習している。



(2) 答えだけではなく、考え方も確かめながら学習している。

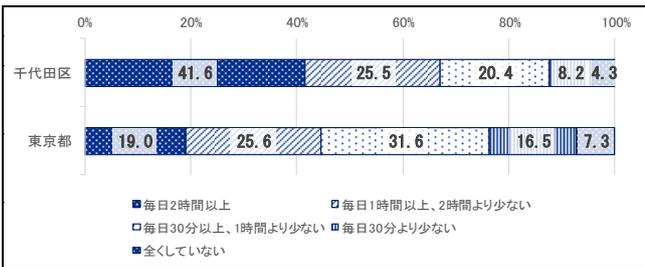


(3) 教科書やドリルの問題に取り組むなどして、学習したことを確実にできるようにしている。

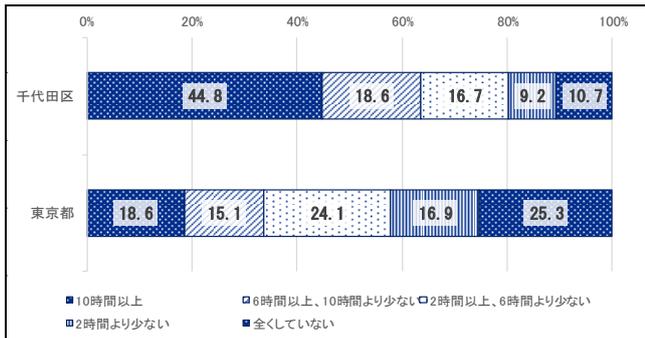


## ● 学習習慣

(1) 学校以外で、月曜日から金曜日まで、毎日およそどのくらいの時間、学習をしますか。（学習塾や家庭教師による学習、習い事の時間は含めません。）



(2) 学習塾や家庭教師による学習の時間は、1週間の合計で、およそどのくらいですか。（習い事の時間は含めません。）

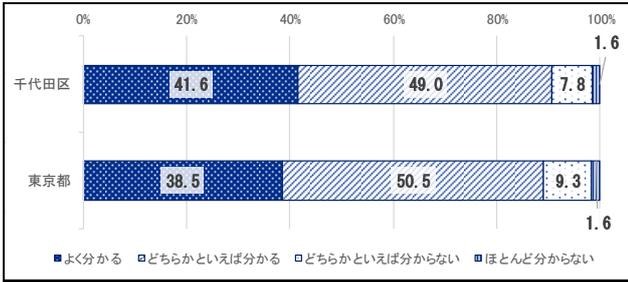


# 児童・生徒の学力向上を図るための調査結果【中学校】

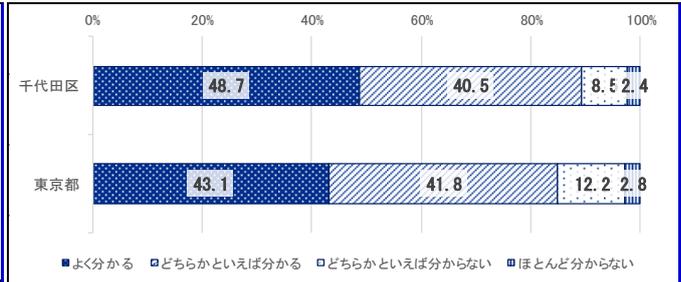
教育委員会資料  
令和4年3月8日  
指導課【資料2-2】

## ●各教科の授業の内容に対する理解の程度

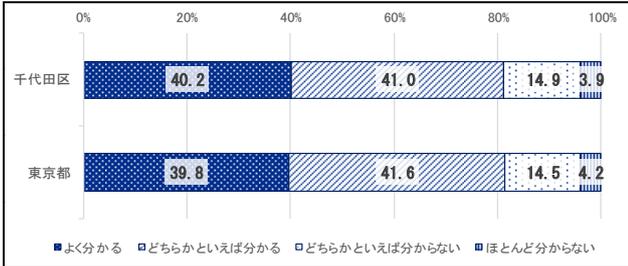
(1) 国語の授業の内容はどのくらい分かりますか。



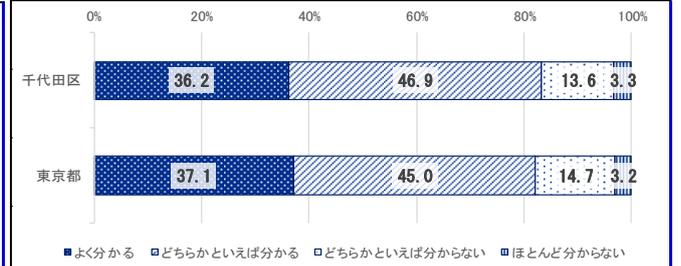
(2) 社会の授業の内容はどのくらい分かりますか。



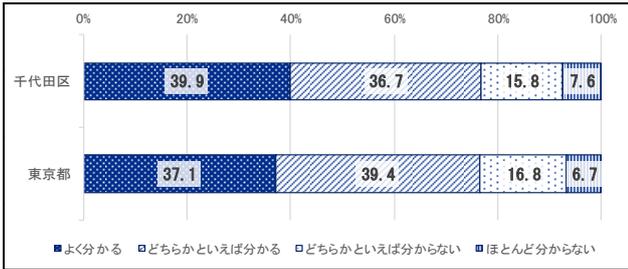
(3) 数学の授業の内容はどのくらい分かりますか。



(4) 理科の授業の内容はどのくらい分かりますか。

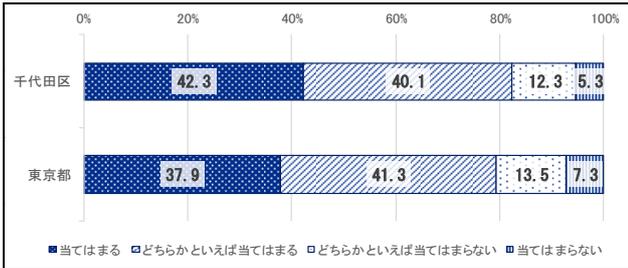


(4) 英語の授業の内容はどのくらい分かりますか。

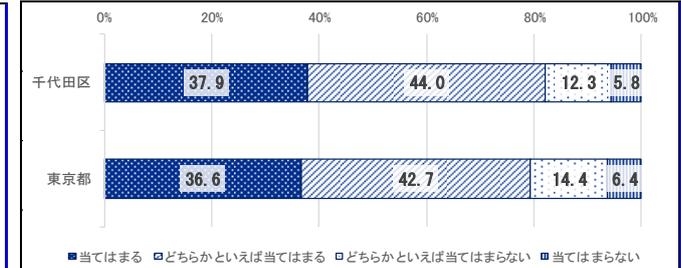


## ●学習の動機

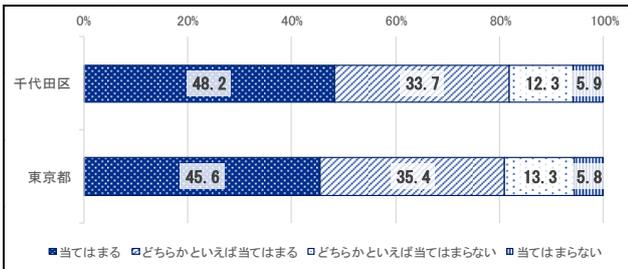
(1) 分かることやできることが楽しいから。



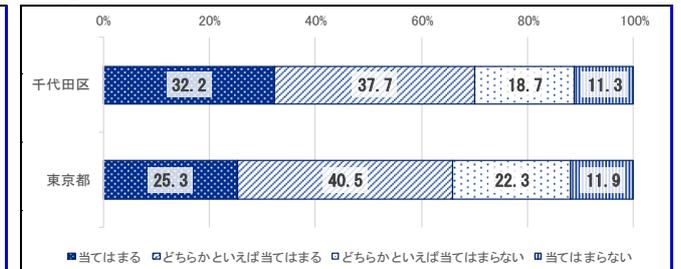
(2) しっかり考えられるようになりたいから。



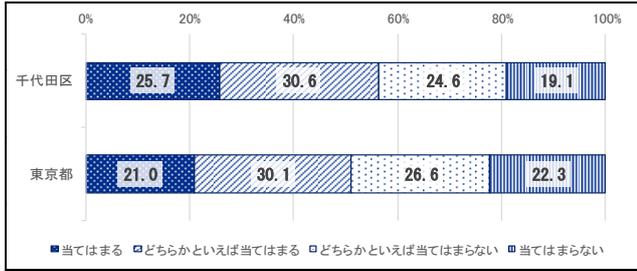
(3) 将来の仕事や生活に役立つから。



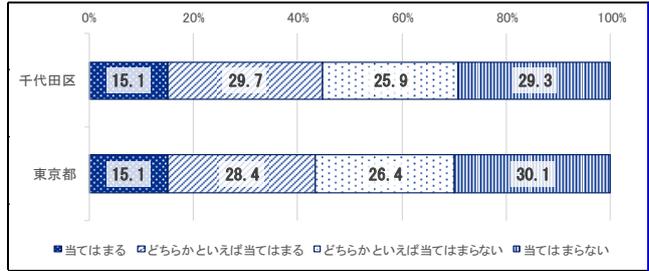
(4) 友達や先生と学習するのが楽しいから。



(5) 学校の学習で人に負けたくないから。

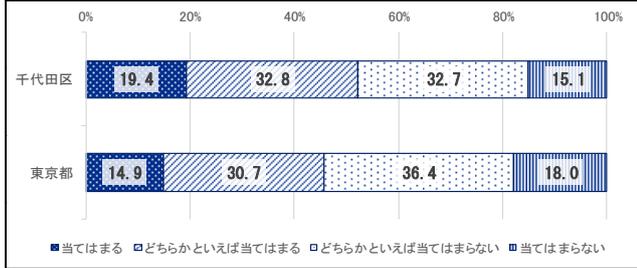


(6) 先生や家の人にほめられたり、ごほうびをもらえたりするから。

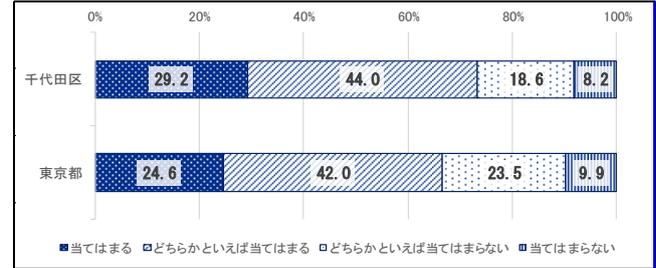


### ● 学習の進め方 (抜粋)

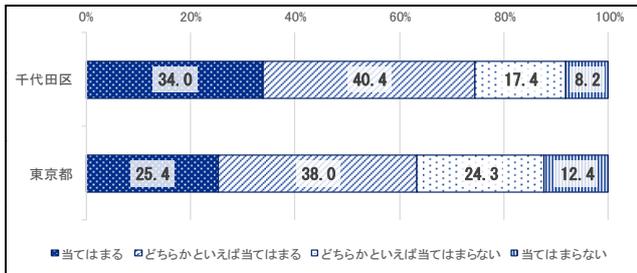
(1) 自分が考えたことを、積極的に他の人や先生に伝えようとしている。



(2) 他の人と相談して、考えを深めるようにしている。

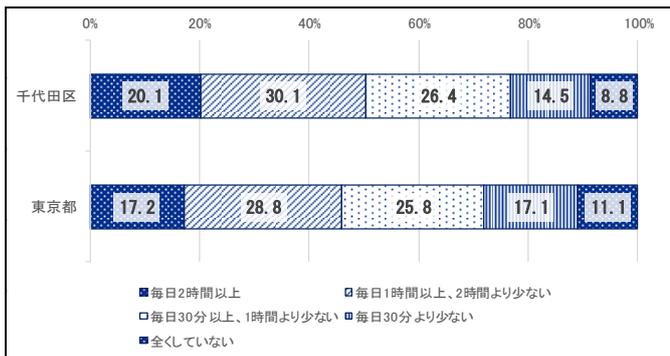


(3) 他の人と意見が合ったときは、質問をして相手の考えを確かめている。

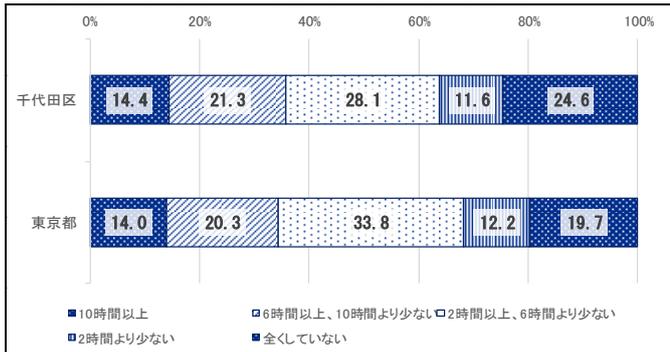


### ● 学習習慣

(1) 学校以外で、月曜日から金曜日まで、毎日およそどのくらいの時間、学習をしますか。(学習塾や家庭教師による学習、習い事の時間は含めません。)

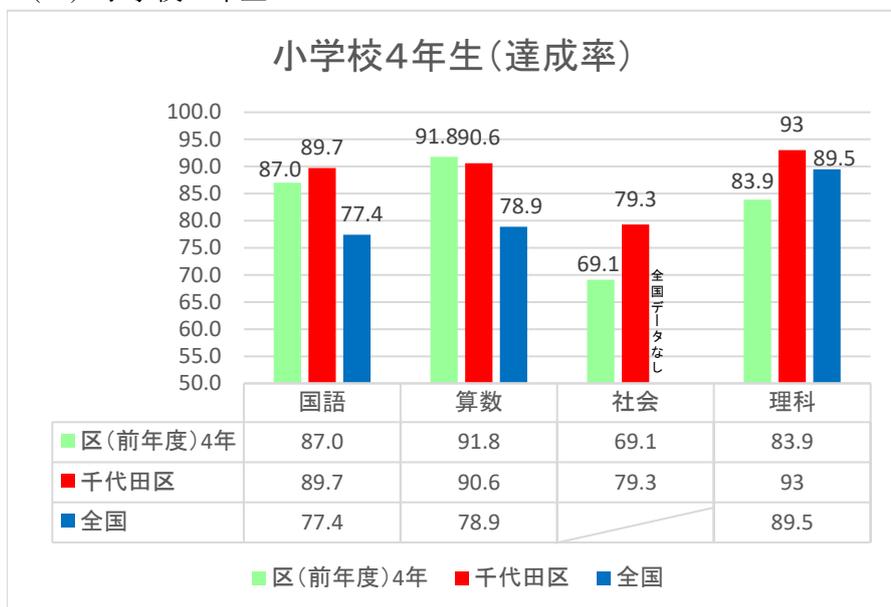


(2) 学習塾や家庭教師による学習の時間は、1週間の合計で、およそどのくらいですか。(習い事の時間は含めません。)

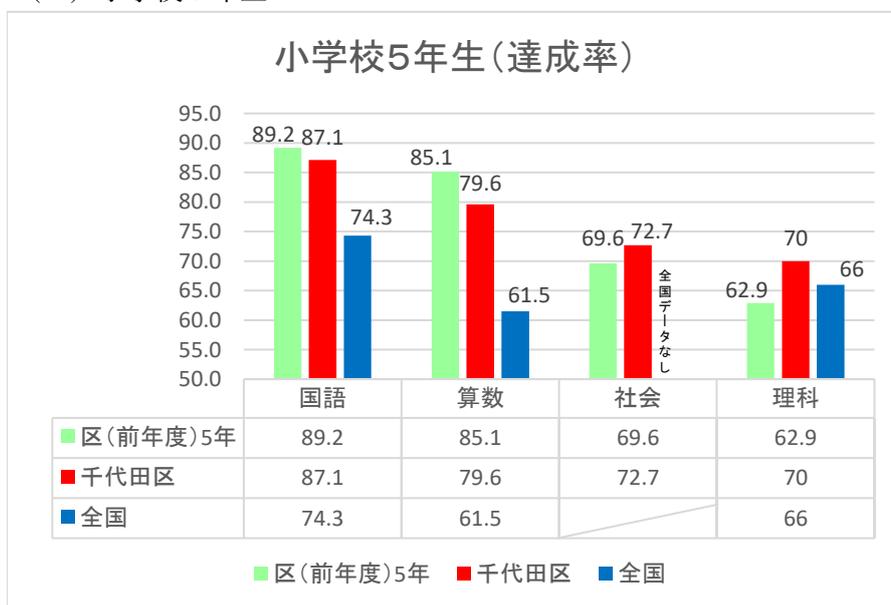


- 1 調査のねらい 学習指導要領において身に付けることが求められている各学校の必修教科の目標及び内容が、千代田区立学校の児童にどの程度身に付いているか状況を把握し、今後の指導法の改善に資する。
- 2 実施日 令和3年5月7日（金）
- 3 対象学年及び教科 小学校第4学年～第6学年【国語・社会・算数・理科】
- 4 報告内容 実施学年の達成率  
※達成率とは、「おおむね満足」といえる目標値を上回る到達スコアであった児童の割合です。
- 5 集計結果

(1) 小学校4年生

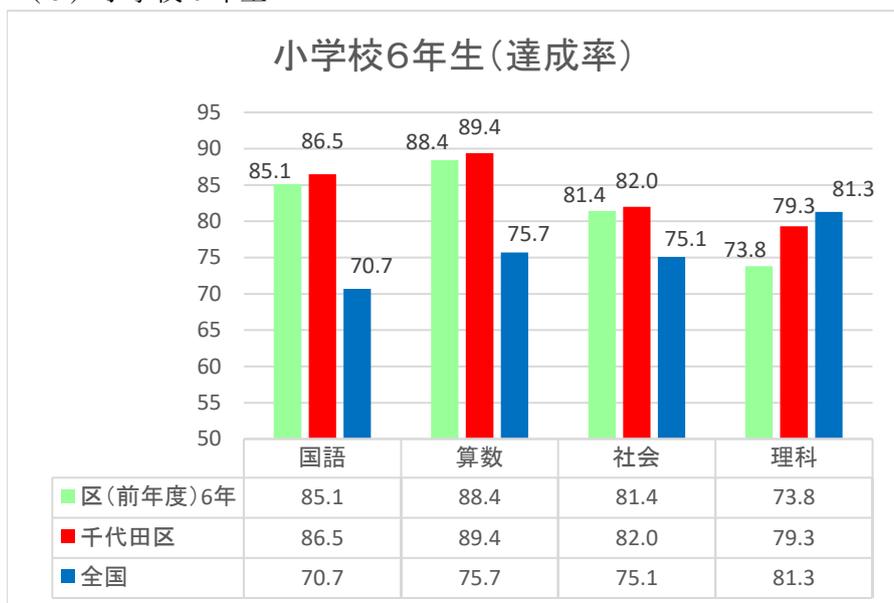


(2) 小学校5年生



※小学校第4学年、第5学年の社会については、千代田区や東京都の学習内容に対応する独自の問題を実施しているため、全国との比較はしない。

(3) 小学校6年生



(4) 意識調査(指導法の工夫改善の中心となる設問に対し肯定的に回答した割合) %

※各年度の学年で記載

項目	令和	小4	小5	小6
今まで教えてもらった先生は、自分のことを認めてくれていたと思う。 【学びの基礎力】 【豊かな基礎体験】	3年度	89.5	86.4	87.1
	2年度	85.6	87.7	83.1
	元年度	87.7	84.5	82.9
学校に行くのが楽しい。 【学びの基礎力】 【学びに向かう力】	3年度	85.3	82.9	87.3
	2年度	85.6	83.2	82.6
	元年度	82.3	82.3	85.5
自分で学習の計画を立てている。 【学びの基礎力】 【自ら学ぶ力】	3年度	64	71.5	72
	2年度	65.1	71.2	73.9
	元年度	65.4	69.8	74.8
授業を集中して受けている。 【学びの基礎力】 【学びを律する力】	3年度	87.9	86.7	83.2
	2年度	88.7	82.8	87.9
	元年度	86.4	89.3	82.9
筋道を立てて、物事を考えることができる。 【社会的実践力】 【問題解決力】	3年度	72.7	75.5	76.6
	2年度	76.4	71.4	77.1
	元年度	73.1	73.4	79.7
調べたことをパソコンでまとめたり発表したりすることができる。 【社会的実践力】 【社会参画力】	3年度	81.5	77.9	79.6
	2年度	70.2	69.9	70.8
	元年度	63.5	67.6	73.6
私は、話し合いのとき、考えや意見を進んで出している。 【学級力】 【対話力】	3年度	63.1	64.7	64.2
	2年度	65.2	58.8	59.4
	元年度	65.2	64.7	67.1
一人一人の心や命を大切にしている。 【学級力】 【共生力】	3年度	83	84.9	80
	2年度	85.2	83.5	84.5
	元年度	82.1	79.7	80.7
将来かなえてみたい夢がある。 【自己実現力】 【自己成長力】	3年度	83.2	84.3	77.6
	2年度	81	82.8	82.1
	元年度	88.1	90.7	85.6

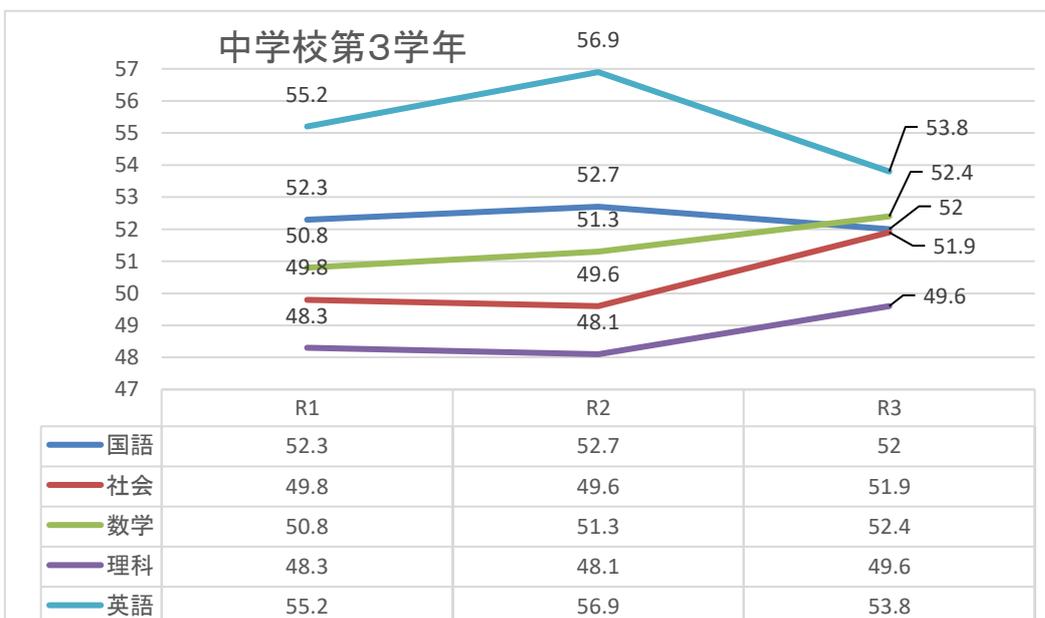
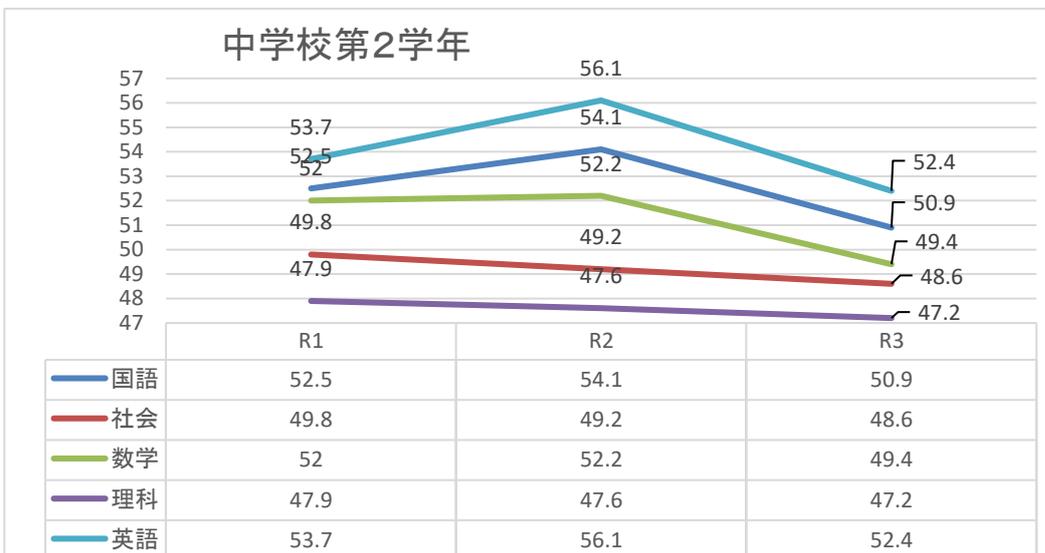
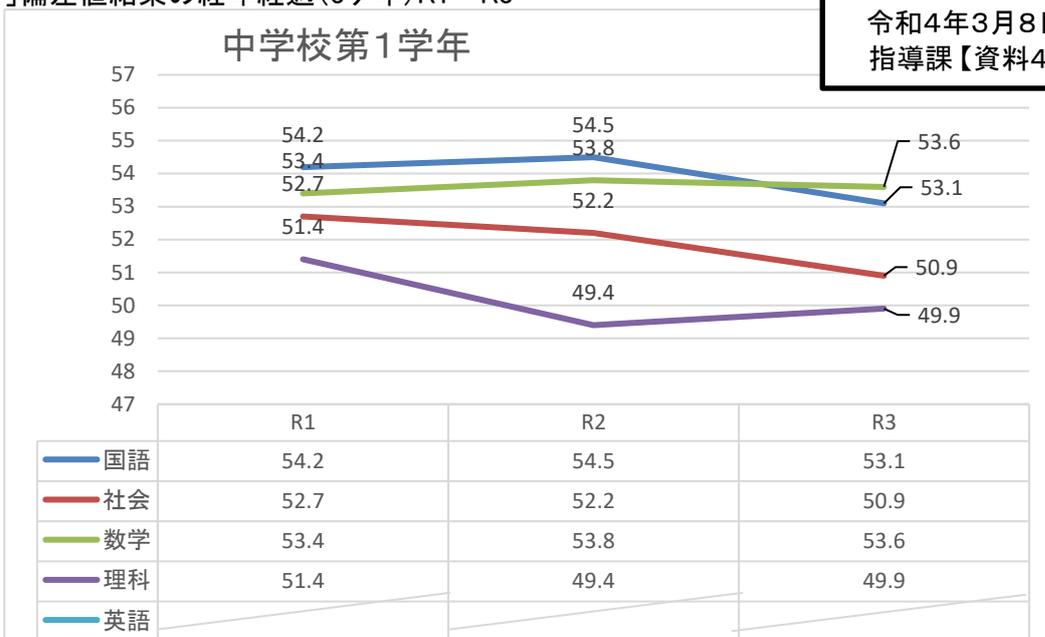
(5) 意識調査(「ちよだみらいプロジェクト」に掲載の設問に対し、肯定的に回答した割合) %

※各年度の学年で記載

項目	令和	小4	小5	小6
きまりや規則を守っている。 【学級力】 【規律力】	3年度	91	93.1	88.1
	2年度	89.3	89	89.4
	元年度	89.3	91.7	85.2

※   経年経過で向上した項目

教育委員会資料  
令和4年3月8日  
指導課【資料4】



千代田区立学校・園長 殿

千代田区教育委員会

教育長 堀米 孝尚

## まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について

新型コロナウイルス感染症の対応については、令和4年1月20日付3千子指導収第1853号「まん延防止等重点措置の適用に伴う対応について」及び令和4年2月14日付3千子指導収第2018号「まん延防止等重点措置の期間延長に伴う対応について」により、新型コロナウイルス感染症対策を依頼しております。

このことについて、東京都は、都内全域を対象区域とするまん延防止等重点措置の期間を3月21日まで延長することになりました。千代田区では区立学校・園の対応について、感染防止対策を徹底しながら学校運営を継続していくこととします。

各学校・園においては、下記のとおり、学校・園における感染の発生や感染拡大のリスクを低減するため、基本的な感染症対策の継続をお願いします。また、幼児・児童・生徒等一人ひとりが感染症対策を徹底するよう指導するとともに、学校外における感染症対策の一層の徹底についても、保護者の皆様に周知いただくようお願いします。併せて、教職員等においても同様に感染症対策を徹底するようお願いします。

なお、感染者等が発生した場合は、ガイドライン等に従い、学校・園は学校医や保健所等及び関係部署と連携の上、速やかに対応していただきますようお願いします。

## 記

## 1 学校・園運営の基本方針

○感染防止対策を徹底しながら学校・園の運営を継続する。

○対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。また、感染状況に応じて、適宜、学校における対面での指導と家庭でのオンライン学習等の配分をすることや、オンラインを活用した分散登校、短縮授業などの対応を行うことができるものとする。

## 2 基本的な感染症対策の実施について

## (1) 幼児・児童・生徒等に対する指導

## ①健康観察の実施

○幼児・児童・生徒等の健康観察（体温測定、症状の有無の確認）を徹底するとともに、同居する家族等にも健康観察を依頼する。

○本人及び同居の家族に発熱等がある場合には登校しないよう指導する。その場合は、出席停止として扱うことができる。

○咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導する。

○家庭における感染拡大防止について保護者に理解と協力を求める。

## ②マスクの正しい着用の徹底

○マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。

○指導に当たっては、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

## ③教室における密集の回避

○身体的距離を確保するため、幼児・児童・生徒同士の間隔を可能な限り確保する。また、施設の状況や感染の状況に応じて、座席の間隔に一律にこだわるのではなく、頻繁な換気を組み合わせるなど適切に対応すること。

## ④換気、消毒等の徹底

○密閉を回避するため、教室に限らず、体育館等についても、気候上可能な限り常時換気に努めるなど、換気を徹底する。

○換気設備を設置している教室等では、常時、確実に換気設備を稼働させる。窓がない教室等では、送風機等により強制換気を行った上、常時送風機等を稼働させた状態で使用する。

○教室等の消毒、アルコールを含んだ消毒液の設置（校内環境の管理）をする。

○正しい手洗いの方法、手指消毒についての指導を徹底する。

## ⑤感染予防に関する指導

○授業終了後は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。

○新型コロナウイルス感染症の正しい理解とともに、令和3年5月21日付「学校生活のコロナ対策（動画・リーフレット）の活用について」に基づき、児童・生徒等一人ひとりに対して、感染症対策の一層の徹底に向けた指導を行う。

○感染症対策の必要性と具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。また、新入生や転入生及びその保護者に対しても周知する。

## (2) 家庭における感染症対策の依頼

○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。

○毎朝の検温、健康観察をする。（家族に何らかの症状が見られる場合、幼児・児童・生徒等は無理せず休養する ※この場合、各学校においては、児童・生徒等の学習の保障を図ること。）

○十分な換気を行う。

○手が触れる場所などの消毒をする。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的

な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

### (3) 教職員等の健康管理の徹底

#### ①基本的な感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、直ちに受診する)
- 出勤時の健康チェックを行う。(検温結果等を記録する。)
- 委託事業者等に対しても健康管理を徹底すること。

#### ②正しいマスクの着用

- 会話や会議、電話の際も必ずマスクを着用する。
- マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する(鼻と口を隙間なく覆う)。
- 正しいマスクの着用方法については、厚生労働省ホームページの正しいマスクの着用方法についての動画等を確認する。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00094.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00094.html)

#### ③昼食や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 大人数での喫食は避けるとともに、対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

#### ④勤務時間外における感染症予防策の徹底

- 3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。
- 毎朝の検温、健康観察を行う。(同居者等の家族にも協力を再度要請)
- 十分な換気を行う。
- 手が触れる場所などの消毒をする。
- 外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

### 3 教育活動に関すること

- 一人一台の学習用端末を活用した教育活動の推進を図ること。

#### (1) 給食等や休憩時間における感染症予防策の徹底

- 喫食の際、マスクは喫食直前に外し、黙食を行う。喫食後は速やかにマスクを着用する。
- 幼児・児童・生徒等が対面して喫食する形態を避け、会話はしない。

#### (2) オンライン学習等への準備及び実施について

対面での指導を基本とするが、当面の間、感染不安等により登校できない児童・生徒や、濃厚接触者に指定されて出席停止になっている児童・生徒等に対しても、オンラインを活用することにより、学びの継続に努め、登校における対面指導と家庭におけるオンライン学習等を組み合わせて実施をする。ま

た、各学校においては学級閉鎖や臨時休業等の対応をすることになった際を想定して、「Teams」を活用したオンライン学習等の推進、子どもとのつながりの維持等の準備を進めること。

### (3) 各教科等の指導内容・方法及び保育内容・方法について

○飛沫感染の可能性が高い教育活動については、感染症対策を徹底した上で、内容や方法を工夫して実施する。また、ICT端末等を活用して話し合い活動等を実施するなど、感染リスクの更なる低減を図る。

(例)

- ・グループや少人数等での話し合い活動
- ・音楽における歌唱の活動や管楽器（リコーダー等）を用いる活動
- ・家庭、技術・家庭における調理実習
- ・体育、保健体育における身体接触を伴う活動（マット運動、球技におけるゲーム、武道における攻防など）
- ・児童・生徒が対面で操作したり、顔を寄せ合い観察したりする実験や観察、実習

○園においては、保育の目的を考慮しながらも、狭い空間や密閉空間での活動とならないこと、手洗いの指導を徹底するなど配慮するとともに、幼児同士が近距離に接触する活動を極力避けられるよう、発達段階に応じた活動時間の設定を工夫する。

○特別支援学級、特別支援教室及び通級指導学級においては、個々の指導内容によっては、近距離での会話や発声、食事介助等の際にマスク着用等の対応が取れない場合はアクリル板やフェイスシールドの活用を、教師と児童・生徒との接触が必要な場合は、指導方法を見直し、最大限の配慮をしながら指導を実施する。

○外部人材を活用した授業・保育等は、感染症対策を講じた上で、可能な範囲で実施することができる。

### (4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底

○放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅する。

○外出する場合は少人数で、混雑している場所や時間を避ける。都県境を越える移動の際は、基本的な感染症対策を徹底する。緊急事態措置区域及びまん延防止措置区域への不要不急の移動は、極力控える。

### (5) 児童・生徒等への個別の配慮

○特に配慮が必要な児童・生徒等に対しては、必要に応じて個別に対応する。

○感染予防や感染不安により登校できない児童・生徒等については、健康状態や学習状況を把握するとともに、オンライン等を活用するなどして学校の学習内容や課題を伝えるなど個別に対応する。この場合の出欠の扱いについては、校長が出席しなくてもよいと認める日として扱うことができる。

○令和3年4月22日付3教指企第188号「児童・生徒の自殺予防に係る取組について（通知）」に基づき、児童・生徒等の小さな変化を見逃さないようアンケートを実施したり、保護者や地域に対して、家庭における見守り等を依頼したりする。また、児童・生徒等に少しでも気になる様子が見られる場合は、学校や相談機関に相談するよう周知する。

### (6) 学校行事等について

○児童・生徒が学年を超えて一堂に集まって行う行事は、感染状況を踏まえ、実施時期について慎重

に検討するとともに、実施の方法・内容等について工夫する。

- 都内における校外での活動については感染症防止対策を十分に取った上で、実施できるものとする。公共交通機関を利用する際は、混雑の時間帯を避けて行うようにする。
- 都外における校外での活動については、貸し切りバスの利用を原則とし、感染症防止対策を十分に取った上で、実施できるものとする。
- 実施にあたっては十分に保護者の理解を得て行うこと。
- 修学旅行等の宿泊を伴う活動は、集団で旅行することに伴う感染リスク等を踏まえ、延期又は中止も含めて検討する。ただし、宿泊を伴わない代替活動は可とする。

#### (7) 部活動について

- 同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し、状況を確認して対応を検討する。
- 感染症対策を講じ、生徒の安全を最優先にした上で、全ての部活動の実施を可とする。ただし、接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
- 都内及び都外における大会、演奏会への参加や、対外試合・合同練習等は実施しない。ただし、全国大会や関東大会、当該大会につながる都大会への出場は可とし、大会等参加に伴う都内での練習試合等は可とする。
- 吹奏楽部や合唱部等の定期演奏会等については、校長の責任の下、感染リスクを検討の上、実施の可否を判断する。
- 大会等に参加する場合や定期演奏会等を実施する場合、各学校において、保護者に対し大会等への出場に関する通知を発出した上で、生徒・保護者の同意書を得るとともに、出場する大会等の初日を起算日として14日前から大会等終了まで、各学校において、必ず毎日、生徒の健康観察を行う。
- 大会等参加中は、保護者等との連絡が直ちに行えるよう、緊急連絡先を把握しておくとともに、大会等参加中の緊急連絡があることについても保護者に周知しておく。
- 保護者に対して、活動先等での感染症対策や生徒に発熱や風邪等の症状がみられた場合の対応等（特に保護者への引き渡し等）に関する十分な説明を行う。
- 更衣室や部室、屋内の活動場所は、必ず定期的に換気を行い、生徒を小グループに分けて短時間で利用することとし、密集した状態とならないよう工夫する。
- 部活動の実施に当たっては、以下の感染症対策を徹底する。
  - ・感染リスクの高い活動は内容や方法を工夫して実施する。接触等を伴う活動等において、可能な限りの感染症対策を講じても生徒の安全を確保することができない場合は、実施を控える。
  - ・部活動を行う前には、顧問等による健康観察はもとより、生徒に自らの体調管理を確実に実施するよう指導する。
  - ・体育館の換気は、ドア・窓を2方向に定期的に開放する。複数の部活動が体育館を時間差で使用する場合には、入れ替わり時に、特に十分に換気を行う。
  - ・プレー中以外はマスクを正しく着用する、マスクを外す場面で円陣を組む等の発声はしない、プレー終了後等の会食はしない、休日等に練習を行う場合は昼食時間を避けて行うなど、感染症対策を徹底する。
  - ・部活動の前後における手洗いを必ず行う。手洗いができない場合は、アルコールによる手指消毒

を行う。

- ・部活動実施前後の更衣時には、必ずマスクを着用し、密集を避けるとともに、会話は控える。また、部活動終了後は速やかに帰宅する。
- ・顧問、外部指導者においても、マスクを必ず着用して（不織布マスクを推奨）指導する等、感染症対策を徹底する。
- ・大会等の参加に伴い、やむを得ず食事をとる場面では、換気、生徒同士の席の間隔の確保、黙食を徹底する。

#### 4 学校運営の継続計画の作成について

- オミクロン株の強い感染力を踏まえ、教職員の感染者や濃厚接触者が増えた場合にも、学校機能を維持しながら学びの保障を継続するため、学校の規模等に応じて体制を整備する。
- 出勤できない教職員の割合に応じた業務の精選と役割分担・応援体制をあらかじめ整備する。
- 授業（登校形態、オンラインの活用など）、学校行事、課外活動、給食等について、具体的に計画を立てる。

○学務課学校運営係

TEL 03-5211-4357

○指導課指導主事

TEL 03-5211-4286

○指導課管理係

TEL 03-5211-4285

○子ども支援課

TEL 03-5211-4229

【別紙】

まん延防止等重点措置の適用に係る前回通知（1月20日付）からまん延防止等重点措置の期間延長に係る今回通知（3月7日付）への変更点

2 基本的な感染症対策の実施について

令和4年1月20日3千子指導収第1853号	令和4年3月7日3千子指導収第2157号
<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導</p> <p>①健康観察の実施</p> <p>○咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず受診するよう指導する。</p>	<p>(1) 幼児・児童・生徒等に対する指導</p> <p>①健康観察の実施</p> <p>○咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害などの体調不良等の症状が見られる場合は、登校せず直ちに受診するよう指導する。</p>
<p>②マスクの正しい着用の徹底</p> <p>○マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。</p>	<p>②マスクの正しい着用の徹底</p> <p>○マスクの着用を徹底するとともに、マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨する（鼻と口を隙間なく覆う）。なお、マスクの着用については、着用が難しい場合など個々の児童・生徒の事情に応じた配慮を行う。</p>
<p>④換気、消毒等の徹底</p> <p>○正しい手洗いの方法についての指導を徹底する。</p>	<p>④換気、消毒等の徹底</p> <p>○正しい手洗いの方法、手指消毒についての指導を徹底する。</p>
<p>⑤感染予防に関する指導</p> <p>○授業終了後は速やかに帰宅するよう指導する。</p>	<p>⑤感染予防に関する指導</p> <p>○授業終了後は寄り道をせず、速やかに帰宅するよう指導する。</p>
<p>記載なし</p>	<p>⑤感染予防に関する指導</p> <p>○感染症対策の必要性和具体的な取組を教員、児童・生徒等、保護者間で共有する。また、新入生や転入生及びその保護者に対しても周知する。</p>
<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用（不織布を推奨）を徹底する。</p>	<p>(2) 家庭における感染症対策の依頼</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用（不織布を推奨。鼻と口を隙間なく覆う）を徹底する。</p>

<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>①基本的な感染症予防策の徹底</p> <p>○3密の回避、正しい手洗いを徹底する。</p>	<p>(3) 教職員等の健康管理の徹底</p> <p>①基本的な感染症予防策の徹底</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒を徹底する。</p>
<p>①基本的な感染症予防策の徹底</p> <p>○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさなどの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、受診する)</p>	<p>①基本的な感染症予防策の徹底</p> <p>○毎朝の検温、健康観察を行う。(咳、発熱、息苦しさ、喉の痛み、だるさ、頭痛、味覚障害・嗅覚障害等などの体調不良等の症状が見られる場合など健康状態に不安がある場合は出勤せず、直ちに受診する)</p>
<p>②正しいマスクの着用</p> <p>○会話や会議の際も必ずマスクを着用する。</p>	<p>②正しいマスクの着用</p> <p>○会話や会議、電話の際も必ずマスクを着用する。</p>
<p>②正しいマスクの着用</p> <p>○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する。</p>	<p>②正しいマスクの着用</p> <p>○マスクについては、不織布マスクが高い効果をもつことを踏まえて、不織布マスクの使用を推奨し、正しくマスクを着用する(鼻と口を隙間なく覆う)。</p>
<p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。</p>	<p>④勤務時間外における感染症予防策の徹底</p> <p>○3密の回避、正しい手洗い、手指消毒、マスクの着用(不織布を推奨)を徹底する。</p>

### 3 教育活動に関すること

<p>令和4年1月20日3千子指導収第1853号</p> <p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○放課後は速やかに帰宅する。</p>	<p>令和4年3月7日3千子指導収第2157号</p> <p>(4) 放課後や休日における感染症予防策及び生活指導の徹底</p> <p>○放課後は寄り道をせず、速やかに帰宅する。</p>
<p>(7) 部活動について</p> <p>記載なし</p>	<p>(7) 部活動について</p> <p>○同一部内で感染者が同時期に複数発生する等、部活動での感染拡大を疑う場合は、活動を一旦休止し、状況を確認して対応を検討する。</p>

## 九段中等教育学校の入学適性検査の受検結果について

区立中高一貫教育校の九段中等教育学校は、令和4年度入学者決定のための適性検査を実施し、本年1月12日・13日に応募のあった656人のうち、604人が受験した（受検率92.1%、前年受検率92.4%）。

また、2月25日、新型コロナウイルス感染症等の理由により2月3日の検査を受検できなかった受検者を対象に、特例による検査を実施した。

### 1 検査日

令和4年2月3日（木） 午前9時開始、午後0時35分終了

### 2 会場

九段中等教育学校（九段校舎・富士見校舎）

### 3 受検者数

#### 区分A（千代田区民）

- ・男：89人（募集人員40人） 受検倍率 2.23倍
- ・女：96人（募集人員40人） 受検倍率 2.40倍

#### 区分B（千代田区民以外の都民）

- ・男：176人（募集人員40人） 受検倍率 4.40倍
- ・女：243人（募集人員40人） 受検倍率 6.08倍

### 4 合格発表

2月9日（水）8：00 学校HP掲載、9：00 九段校舎に掲示

### 5 特例による検査

- ・検査日：令和4年2月25日（金）
- ・会場：九段中等教育学校（富士見校舎）
- ・受検者数（出願者）：区分A 0人（募集人員0人）、区分B 2人（募集人員1人）
- ・合格発表：2月28日（月）14：00 学校HP掲載及び九段校舎に掲示

### 6 今後のスケジュール

- ・3月12日（土）14：00 新入生ガイダンス
- ・4月6日（水）14：00 入学式

### 7 受検状況

#### 令和4年度

区分	募集人員(a)			応募人員			受検者数(b)			受検倍率(b/a)			合格者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	40	40	80	103	105	208	89	96	185	2.23	2.40	2.31	40	40	80
B	40	40	80	186	262	448	176	243	419	4.40	6.08	5.24	40	40	80
合計	80	80	160	289	367	656	265	339	604				80	80	160
特例A	/			/			0			/			/		
特例B	/			/			2			2.00			1 0 1		

#### 令和3年度

区分	募集人員(a)			応募人員			受検者数(b)			受検倍率(b/a)		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
A	40	40	80	86	88	174	73	81	154	1.83	2.03	1.93
B	40	40	80	190	267	457	177	252	429	4.43	6.30	5.36
合計	80	80	160	276	355	631	250	333	583			

# 教育委員会行事予定表

教育委員会資料  
令和4年3月8日  
子ども総務課

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
3	8	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
3	9	水				
3	10	木				
3	11	金				
3	12	土	10:00~ 10:30~ 14:00~	保育園 卒園式 神田一橋中学校通信教育課程 卒業式 新入生ガイダンス	九段中等教育学校	
3	13	日				
3	14	月				
3	15	火		心をつなぐ体験授業	東京ジョイポリス	教育委員出席
3	16	水				
3	17	木	10:00~	幼稚園・こども園 修了式		
3	18	金	10:00~	麹町中学校・神田一橋中学校 卒業式		
3	19	土				
3	20	日				
3	21	月				
3	22	火	15:00~	教育委員会定例会 ◎	教育委員会室	教育委員出席
3	23	水				
3	24	木				
3	25	金	10:00~	小学校 卒業式		
3	26	土				
3	27	日				

# 教育委員会行事予定表

月	日	曜	時刻	行事(事業名)	場所等	出席者等
3	28	月				
3	29	火				
3	30	水				
3	31	木	14:00~	教育委員会臨時会 ◎	教育委員会室	教育委員出席

「広報千代田」  
3月20日号広報原稿一覧

子ども部・地域振興部（文化振興課、生涯学習・スポーツ課） 11件

課	件名	事業の概略	とき	会場	主催者	
			開催日・開催期間	住所は区立施設以外のみ記入	区以外が主催のとき	
1	子ども支援課	私立幼稚園等幼児教育無償化にかかる利用費等の請求について	子育てのための施設等利用費と私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業の案内	申請受付=4月1日(金)～28日(木)		
2	児童・家庭支援センター	「親と子の絆プログラム」ACT(アクト)すこやか子育て講座	子どもの発達や行動、親子それぞれの気持ちの理解などをさまざまなワークを通して心と体で体験的に学ぶ	4月12日～5月24日の毎週火曜(5/3を除く全6回)10時～12時	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ	グローバルキッズ飯田橋学童クラブ
3	児童・家庭支援センター	千代田区子育て支援員研修	研修修了者は、NPO法人あい・ぽーとステーションの「子育て・家族支援者」として認定・登録され、有償活動に従事することができる。区は全国で通用する「子育て支援員(地域保育コース)」として認定	5月20日(金)～7月22日(金)※状況に応じて対面またはオンライン開催	あい・ぽーと麹町(三番町7)	NPO法人あい・ぽーとステーション
4	文化振興課	特別展 鹿島茂コレクション「稀書探訪の旅」	ロマン主義時代の挿絵本、19世紀を中心とする地誌・風俗画、風刺画入り新聞・雑誌、モードのグラフィック資料など稀少な書籍や資料を展示	5月20日(金)～7月17日(日)	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
5	文化振興課	特別展関連講座 ①「奇書探訪」連載秘話—終わりのない古書探訪の旅②旅は道連れ—終わりのない古書探訪の旅	特別展関連講座	①6月11日(土)14時～15時30分②7月2日(土)14時～15時30分	日比谷図書文化館(日比谷公園1-4)	日比谷図書文化館
6	文化振興課	千代田図書館 おはなし会	毎月開催している千代田図書館のおはなし会	4月10日(日)11時～	子ども室(区役所10階)	千代田図書館
7	生涯学習・スポーツ課	すぼすたちよだクラブ スタディ(文化学習)プログラム	すぼすた会員でない方も参加できる講座を開催。料理のプログラムは、金時芋と黒ごまのソフトパン	4月21日(木)18時30分～20時30分	スポーツセンター	九段生涯学習館

8	生涯学習・スポーツ課	運動会必勝塾～走り方・かけっこ教室～	幼児(4歳以上の未就学児)、小学生を対象とした走り方・かけっこ教室	5月5日(木・祝)9時10分～9時55分(かけっこ教室)、10時15分～11時10分/11時30分～12時25分(走り方教室)	スポーツセンター	スポーツセンター
9	生涯学習・スポーツ課	千代田区剣道大会	剣道5段以下の区内在住・在勤・在学者を対象とした剣道大会	7月10日(日)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
10	生涯学習・スポーツ課	卓球リーグ戦大会(前期)	区内在住・在勤・在学者で構成するチーム、千代田区卓球連盟登録チームを対象とした卓球大会	4月29日(金・祝)9時～	スポーツセンター	千代田区体育協会
11	生涯学習・スポーツ課	ゴルフ初心者講習会 ビギナースキルアップ講習会	18歳以上の区内在住・在勤者(高校生を除く)を対象としたゴルフ講習会	6月6日～8月8日の毎週月曜(6/20と7/18を除く全8回)18時30分～20時30分	スポーツセンター	千代田区体育協会